

資料

目黒区産業振興ビジョン
改定案

目次

第1章 産業振興ビジョンとは	1
1 ビジョン改定の背景.....	1
2 区内産業を取り巻く社会経済環境.....	1
3 ビジョンの目的.....	2
4 位置付け.....	3
5 計画期間.....	3
第2章 目黒区の産業の現状と課題	4
1 目黒区の現状.....	4
2 産業の現状.....	8
3 区民意識調査結果(抜粋).....	15
4 現状等から得られる目黒区の特徴.....	18
5 これまでの取組状況と課題.....	19
第3章 産業振興の基本方針	21
1 基本理念.....	21
2 基本理念を実現するための視点.....	21
3 5つの方針.....	22
4 施策体系.....	23
第4章 産業振興のための取組	24
方針1 地域産業の担い手の育成・確保.....	24
方針2 地域産業の維持・発展.....	27
方針3 事業者の更なる成長促進.....	32
方針4 魅力にあふれた商店街づくり.....	34
方針5 地域資源を活かしたまちの魅力の向上.....	41
第5章 ビジョンの推進にあたって	43
1 推進体制.....	43
2 ビジョンの評価方法.....	43
具体的な取組一覧	44
方針1 地域産業の担い手の育成・確保.....	44
方針2 地域産業の維持・発展.....	45
方針3 事業者の更なる成長促進.....	47
方針4 魅力にあふれた商店街づくり.....	48
方針5 地域資源を活かしたまちの魅力の向上.....	51
資料編	52
資料1 目黒区中小企業振興基本条例.....	52
資料2 「目黒区産業振興ビジョン」策定経過.....	54
資料3 目黒区産業振興ビジョン改定懇話会委員設置要綱.....	55
資料4 目黒区産業振興ビジョン改定懇話会委員名簿.....	57
資料5 産業振興に関する意識調査 実施概要.....	58

第1章 産業振興ビジョンとは

1 ビジョン改定の背景

目黒区では、基本構想の基本目標の一つに、「ふれあいと活力あるまち」を掲げ、区内の産業活動が活発に展開するまちづくりを目指して、産業振興施策の基本となる「目黒区産業振興ビジョン」を概ね10年ごとに策定し、施策を総合的に推進してきました。

平成13(2001)年に策定したビジョンでは、「創造的な経済活動」、「地域産業の担い手づくり」、「地域産業を育てる環境づくり」の3つを基本目標として地域に住む人と地域産業がともに手を携え、まちづくりを推進していくことを基本理念としました。

また、平成22(2010)年の改定では、概ね10年後の平成32(2020)年度を目標年次とし、「～危機から創造へ～ 人を生かす産業創造のまち・めぐろ」という基本理念の下、緊急対応としての「セーフティネットの充実」と、目黒区の特性を生かした「技術・知識の活用」・「地域資源の創造」を基本戦略としました。

さらに、平成27(2015)年には、景気が回復基調に転じる中で消費税率の改定が行われるなどの社会情勢を踏まえるとともに、「目黒区観光ビジョン」(平成27(2015)年改定)との整合を図るための改訂を行っています。

こうした中、産業競争力強化法に基づく創業支援策の拡充や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)の開催の決定、都市農業振興基本法の施行や少子高齢化の進行など、区内産業を取り巻く環境は大きく変化を続けており、これまでの産業振興ビジョンに掲げた方向性を踏まえつつ、変化する社会経済環境に的確に対応し、更なる区内産業の振興を図るため、2年前倒しで産業振興ビジョンを改定することとしました。

2 区内産業を取り巻く社会経済環境

月例経済報告によると、平成30(2018)年1月以降、「景気は緩やかに回復している」とされていますが、多くの中小企業では、必ずしも景気の回復に実感が得られない状況です。雇用情勢については改善しており、平成30(2018)年9月の完全失業率は2.3%となっていますが、今後迎える人口減少、超高齢社会の到来は、消費の縮小や人手不足など、地域経済への大きな影響が懸念されており、国では外国人労働者の受け入れ拡大に向けた取組が進められています。

また、後継者が決まらないままに経営者が高齢化する中小企業が多く、平成29(2017)年には中小企業庁が、事業承継が円滑に進まなければ、平成37(2025)年には経済状況に大きな影響を及ぼすと指摘し、国では対策を進めています。

一方、東京2020大会の開催は、更なる経済的な効果が期待されており、国のインバウンド政策¹による外国人旅行者の獲得に向けた取組の拡充やスマートフォンの普及もあり、国内におけるキャッシュレス化の進展が予測されています。さらに、産業競争力強化法に基づく創業支援策が拡充されるとともに、人工知能(AI)やロボティクスの技術進展を踏まえ、インターネットと現実世界を高度に融合させた社会システム(Society5.0)を目指そうとする政策動向も見られます。

¹ 観光庁を中心に進められている、外国人観光客を誘致し、国内における消費を促すことで経済活性化につなげることを意図した一連の政策です。

労働・雇用環境に関しては、長時間労働の常態化や非正規雇用の増加などの課題の解消を目指した働き方改革や、女性の更なる社会進出を目指した女性活躍推進、さらに人生100年時代を踏まえた政策が展開されてきています。

そのほか、企業活動や消費における社会的責任や倫理にも関心が向けられるようになってきており、国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標(SDGs)に取り組む企業も見られます。また、フェアトレードや環境問題、食品ロスなどに配慮したエシカル消費²などにも消費者の関心が向けられるようになっており、今後も、こうした社会経済環境の変化や国の動向等に注視する必要があります。

3 ビジョンの目的

目黒区には、多くの人々を惹きつける魅力的な商業集積があり、小規模ながらも日本の産業を下支えするような製造業も多数あります。また、都市農業は新鮮な農産物の生産に加え、環境、防災など様々な面から大きな役割を果たしています。

一方、小売業の年間販売額は年々減少しており、製造業の事業所数や農地面積も減少していることから、区内産業が更なる成長と発展を遂げていくためには、変化する社会経済環境や直面する経営課題に的確に対応していくことが必要です。また、商店街を中心とした人々を惹きつける商品やサービスの提供、新たな産業領域における目黒区発のビジネスの発信やチャレンジできる環境の整備は、今後の重要な課題です。

こうした状況を踏まえ、本ビジョンは、目黒区内の事業者の安定的な経営のための支援と、成長意欲のある事業者や創業・起業を志向する人々に対する支援によって、経営の安定性・継続性の向上と新しい産業的価値の創出を促し、目黒区の産業の維持・発展を目指すものです。

また、産業の維持・発展は、区民にとって雇用や創業・起業など仕事面への影響のほか、今後の生活環境に大きく影響を与える可能性もあります。

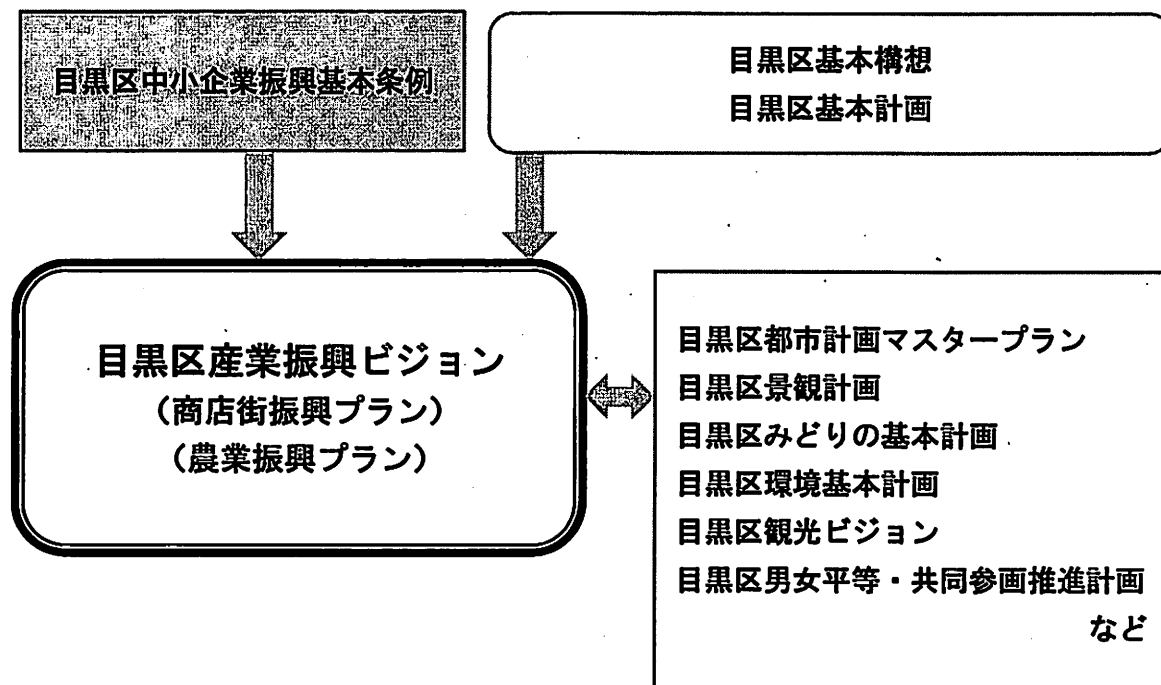
このことから、本ビジョンは、事業者の経営や事業を支援し、事業者が活性化していくという従来の視点に加えて、産業振興が区民にもたらす価値にも視点を置き、今後10年間にわたって施策を推進していくものです。

² エシカル消費とは、倫理的な消費とも呼ばれ、フェアトレードや地産地消を意識した消費、リサイクル商品を購入するなど、人や社会・環境への配慮した消費活動を行うことです。

4 位置付け

本ビジョンは、「目黒区基本構想」及び「目黒区基本計画」を上位計画とし、関連する諸計画との整合を図りながら、中小企業自らの創意工夫や自助努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を企業、区民及び区が一体となって推進することを基本方針とする「目黒区中小企業振興基本条例」を踏まえ、区の産業振興を推進していくための取組の方向性、方針等を示すものです。

また、本ビジョンは、「目黒区商店街振興プラン」及び「目黒区農業振興プラン」を含むものとします。



5 計画期間

ビジョンの期間は平成31(2019)年度から概ね10年間とします。また、社会経済環境の変化などを踏まえて必要に応じて見直しを行います。

第2章 目黒区の産業の現状と課題

1 目黒区の現状

(1) 立地・地域特性

- 目黒区はJR山手線渋谷・恵比寿・目黒の各駅に隣接する利便性の高い位置にあります。
- 東京―横浜間をつなぐ主要鉄道である東急東横線が区を中心を縦断するほか、山手通りや環状7号線などの幹線道路網へのアクセスもよいことが特徴です。
- 区内には東京大学や東京工業大学、産業能率大学、東京医療保健大学が立地しており、また、平成31(2019)年4月には、東京音楽大学の新キャンパスが開校するなど、学術資源が豊富なまちでもあります。そのほか、都立駒沢オリンピック公園や林試の森公園など、緑豊かなエリアでもあります。
- 平成29(2017)年度に実施された「第45回目黒区世論調査」によると、今後も目黒区に「ずっと住んでいたい」と「当分は住んでいたい」を合わせた定住意向は95.0%で、平成元(1989)年以降連続して90%を超えています。目黒区に住んでいる理由として、「通勤・通学に便利、交通の便が良いから」、「緑の多い落ち着いた住環境だから」、「身近な商店街など買い物に便利だから」など挙げられています。

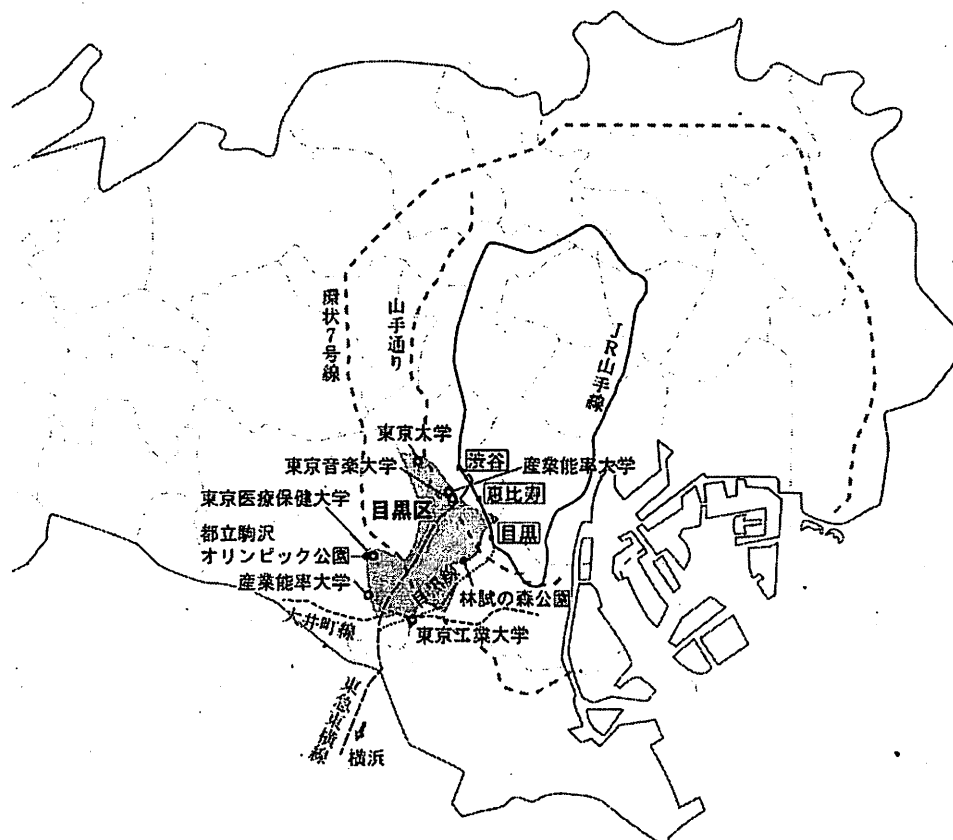


図 東京都における目黒区の立地

(2)人口

現在の人口

○平成30(2018)年10月1日現在の住民基本台帳に基づく目黒区の人口は278,889人です。

○国勢調査に基づき、昭和55(1980)年以降の年齢3区分別人口の推移をみると、平成12(2000)年以降、いずれの年代においても増加傾向にあります。

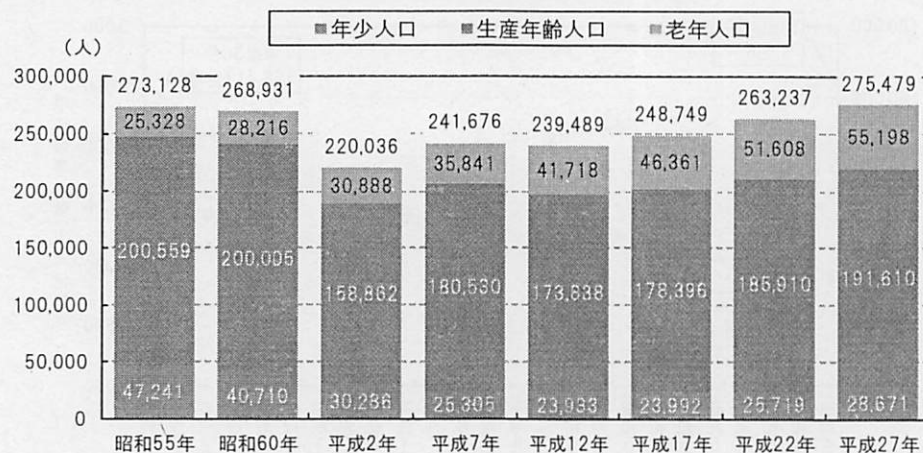


図 目黒区の年齢3区分別人口の推移:昭和55年～平成27年

出典:国勢調査

将来の人口推計

○平成27(2015)年の国勢調査に基づく人口推計では、平成37(2025)年までは人口が増加しますが、その後減少に転じます。

○年齢3区分別にみると、生産年齢人口は平成32(2020)年をピークに減少し始めます。

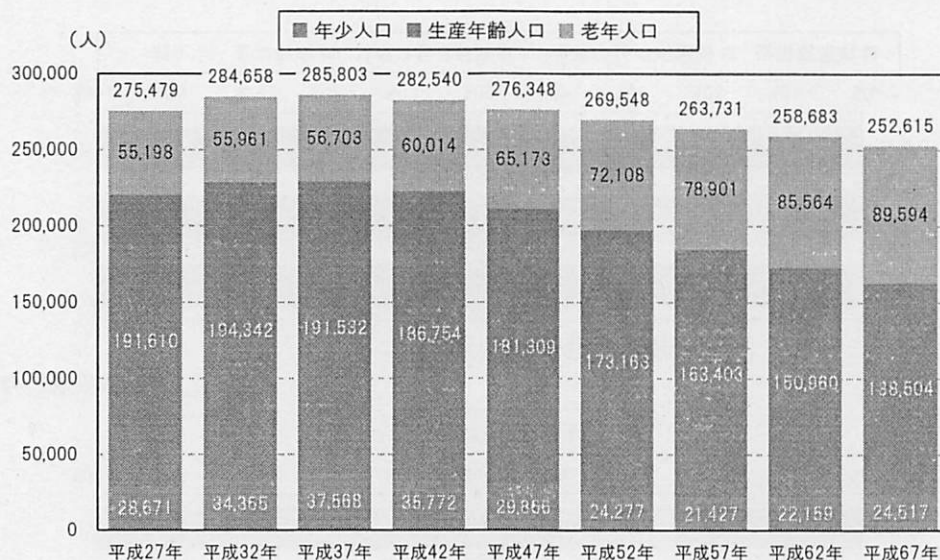


図 目黒区の人口の将来推計:平成27年～平成67年

出典:目黒区 人口・世帯数の予測(平成30年3月)

(3)世帯数

○人口の増加に伴い、平成6(1994)年以降、世帯数は大きく増加していますが、平均世帯人口は減少しています。平成8(1996)年以降は1世帯あたり2.0人を下回っており、単独世帯が多いことが伺えます。

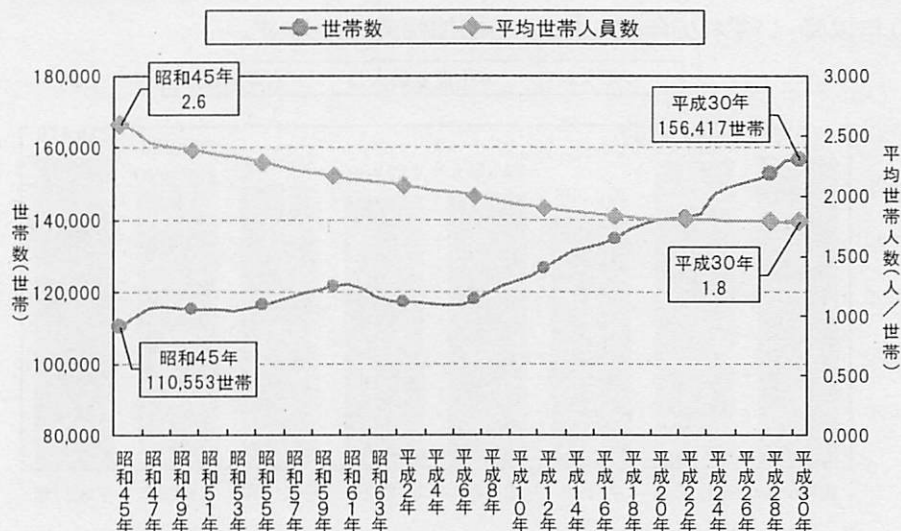


図 目黒区の世帯数推移:昭和55年~平成30年(各年10月1日現在)

出典:目黒区住民基本台帳

(4)世帯類型

○世帯類型別にみると、単独世帯が51.01%となっており、特別区と同程度ですが、東京都よりもやや多くなっています。

○東京都・特別区に比べて女性の単独世帯が多くなっています。

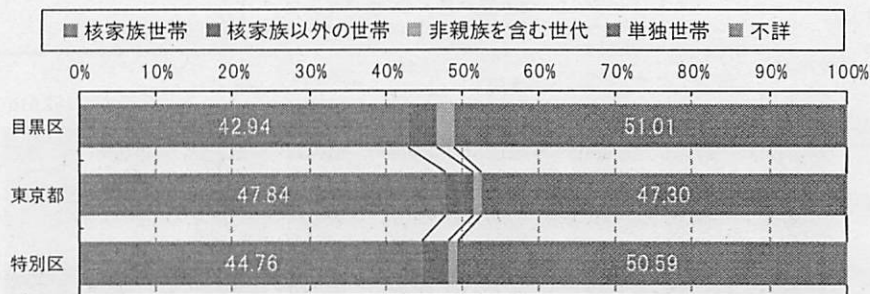


図 目黒区の世帯類型別割合:平成27年

出典:平成27年国勢調査

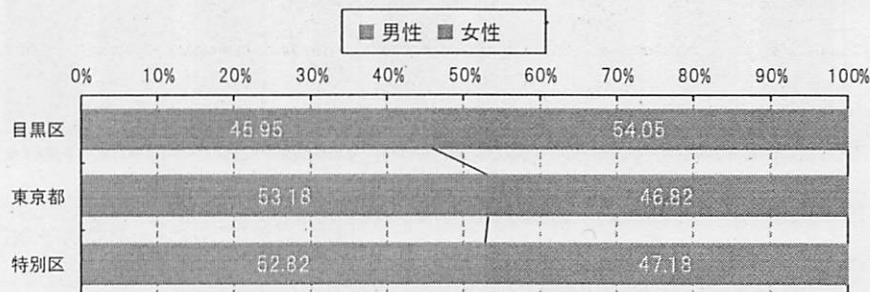


図 目黒区の単独世帯の男女別割合:平成27年

出典:平成27年国勢調査

2 産業の現状

(1)区内事業所の産業分野

○産業大分類別にみると、卸売業、小売業が最も多く、平成28(2016)年には2,920所あります。また、宿泊業、飲食サービス業が2番目に多くなっており、1,820所となっています。

○事業所の構成比について、卸売業、小売業の割合は25.6%、宿泊業、飲食サービス業の割合は16.0%であり、東京都、特別区と比較すると、いずれも目黒区が高くなっています。

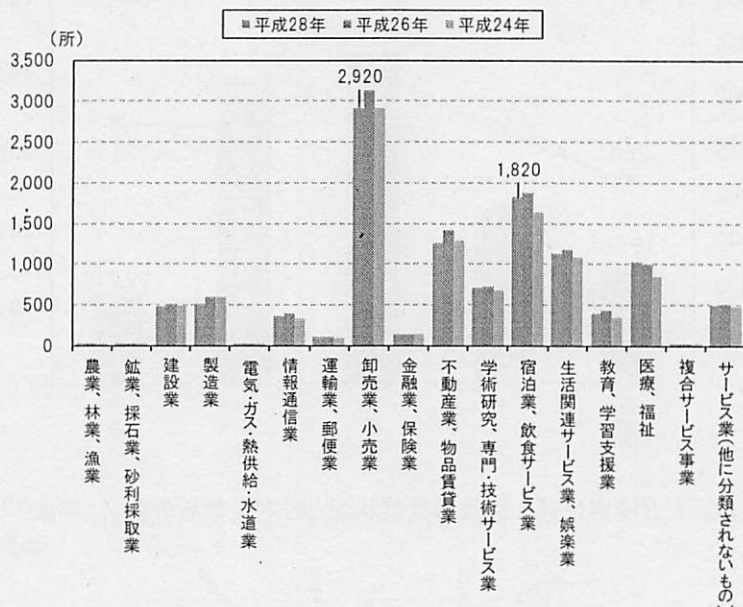


図 区内事業所数(産業大分類に基づく):平成24・26・28年

出典:経済センサス活動調査、経済センサス基礎調査

※平成26年の事業所数は公営を除いています。(以下、同様)

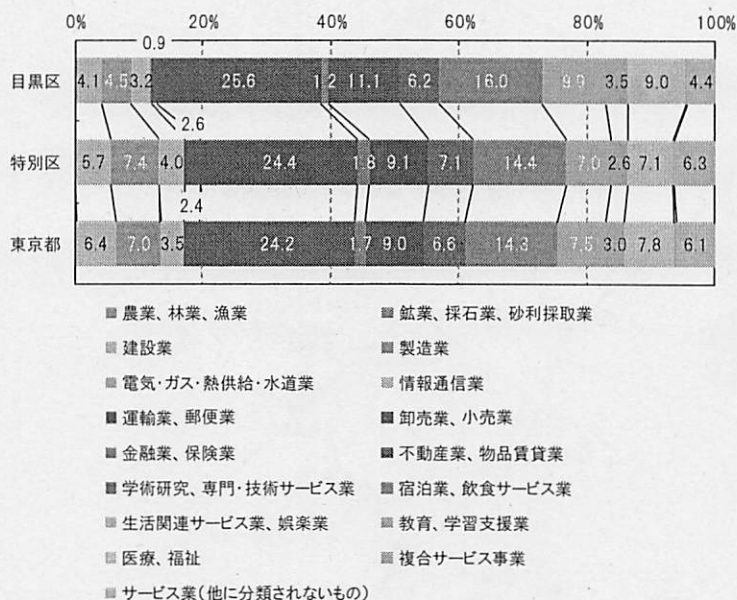


図 事業所の構成比(産業大分類に基づく):平成28年

出典:平成28年経済センサス活動調査

○特別区の産業大分類別の事業所数と比較した特化係数⁴をみると、卸売業、小売業は1.05と特別区と大きく変わりません。一方、教育、学習支援業や生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、不動産業、物品賃貸業の特化係数が高く、目黒区に集積していることが見て取れます。

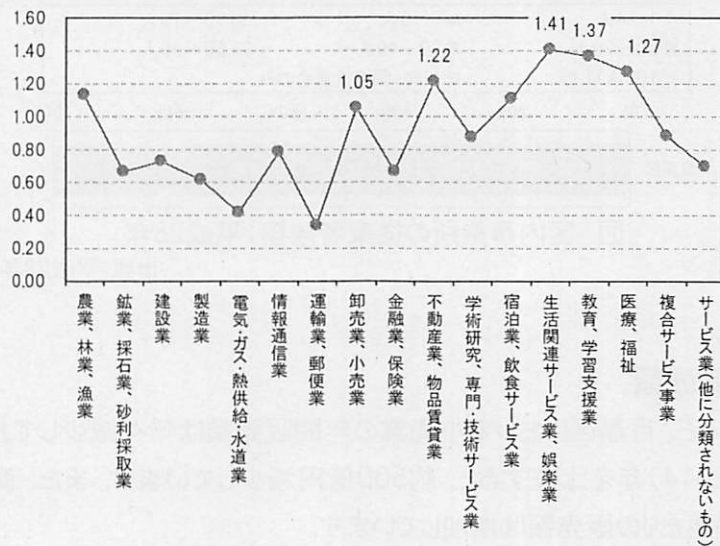


図 区内事業所数の特化係数(産業大分類に基づく):平成28年

出典:平成28年経済センサス活動調査

(2)事業所の付加価値額

○事業所が生み出した価値を計る指標となる付加価値額⁵をみると、特に卸売業、小売業で多くなっています。事業所数の多い宿泊業、飲食サービス業はそれほど多くありません。

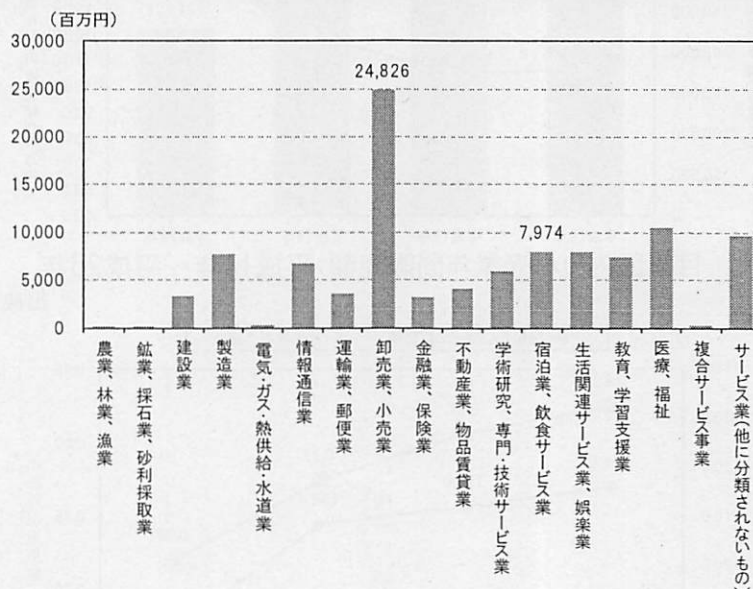


図 区内事業所の付加価値額:平成28年

出典:平成28年経済センサス活動調査

⁴ 特化係数とは、自治体内の産業の業種構成や従業員数、付加価値額等について、その構成比を全国や東京都の構成比と比較した係数です。特化係数が高い産業は、その自治体の産業構造の特徴と捉えることができます。(本計画では特別区と比較しています。)

⁵ 付加価値額とは、企業の売上高から原価や営業経費等の一般管理費を差し引き、給与・租税公課を加算して得られる、企業が生み出した価値のことです。

(3)事業所の規模

○区内事業所の従業者規模をみると、4人以下の事業所が56.9%となっており、30人未満の事業所が94.0%となっています。

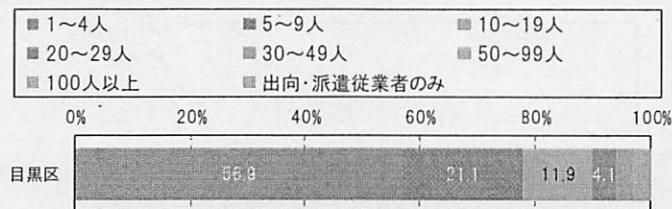


図 区内事業所の従業者規模：平成28年

出典：平成28年経済センサス活動調査

(4)商業の状況

小売業の年間販売額

○商業統計によると、目黒区における小売業の年間販売額は年々減少しており、平成14(2002)年と平成26(2014)年を比較すると、約500億円減少しています。また、商店数も減少していますが、1店舗当たりの販売額は増加しています。

○一方、区民1人あたりの販売額は減少傾向にあり、その結果、地域外から消費者を呼び寄せる力を表す小売吸引力指数⁶も、平成14(2002)年の0.82から平成26(2014)年には0.72に減少しています。

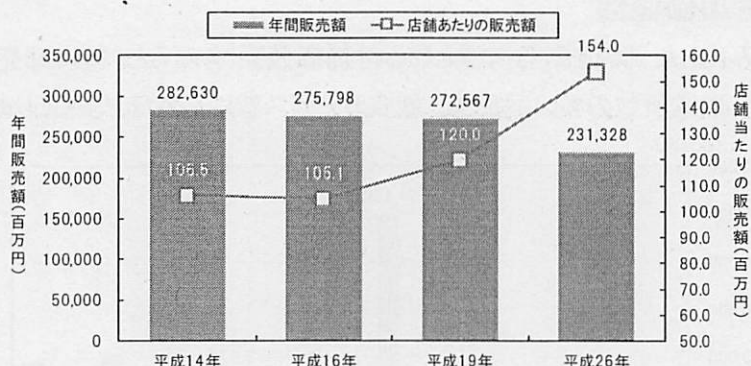


図 目黒区内の小売業年間販売額：平成14年～平成26年

出典：平成26年商業統計

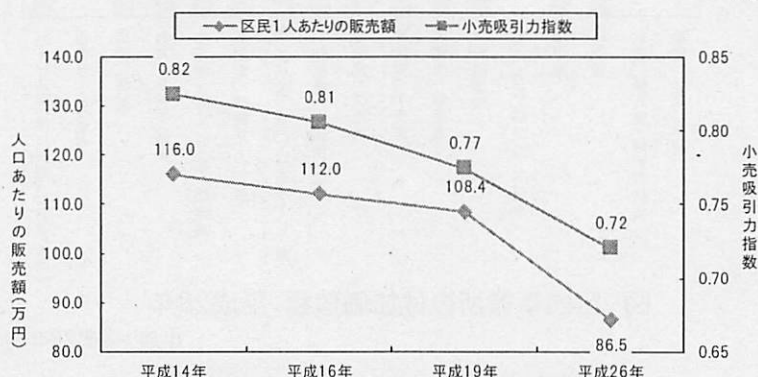


図 区民1人あたりの小売業年間販売額と小売吸引力指数：平成14年～平成26年

出典：平成26年商業統計

⁶ 小売吸引力指数とは、国や東京都の一人当たりの年間小売販売額に対する自治体や区域の一人当たり年間小売販売額の比率です。自治体や区域の商業の誘客力を示します。1.0以上の場合には買い物客を外部から呼び寄せており、1.0未満の場合は域外に流出していると読み取ることができます。

(5)工業の状況

製造業の事業所数

- 平成27(2015)年の事業所数は325所となっています。従業員が3人以下の事業所が168所あり、全体の51.7%と約半数を占めています。
- 従業員規模でみると、従業員が4～9人の事業所が27.4%となっており、従業員が9人以下の事業所が79.1%となっています。全体的に小規模な事業所が多いと言えます。
- 製造業の事業所は、平成15(2003)年と平成27(2015)年を比較すると、320所減少し、約半数となっています⁷。

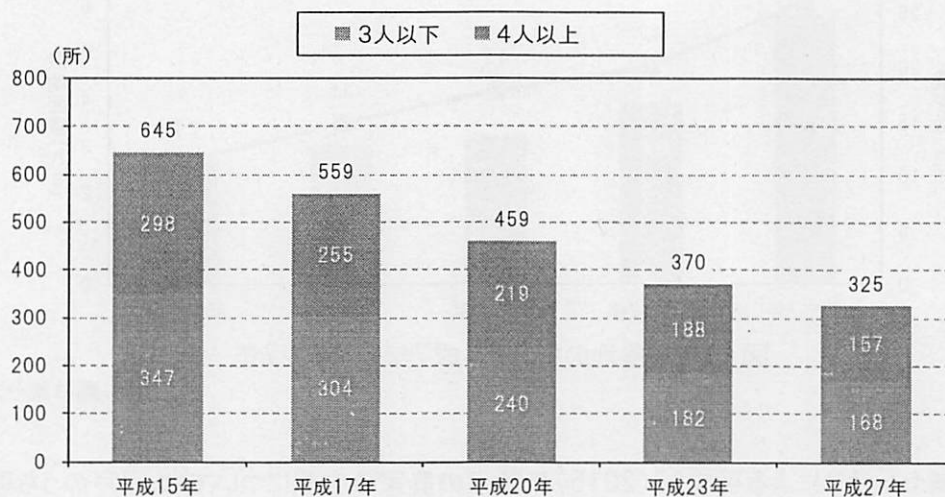


図 目黒区内の製造業の事業所数の推移：平成15年～平成27年

出典：工業統計、経済センサス活動調査

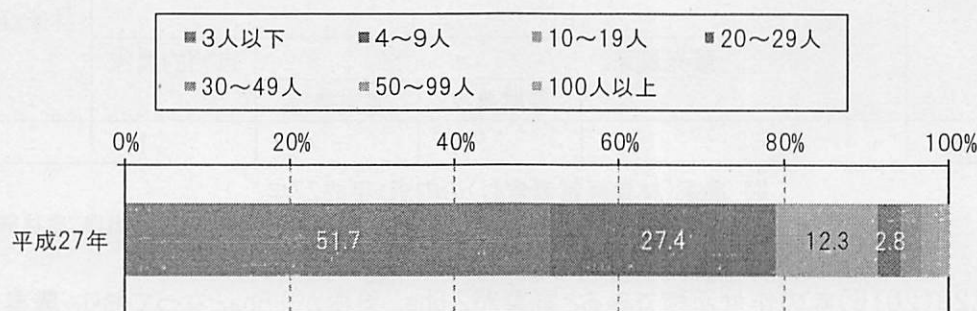


図 目黒区内の製造業の従業員数による事業所数の割合：平成27年

出典：平成28年経済センサス活動調査

⁷ 「図 目黒区内の製造業の事業所数の推移：平成15年～平成27年」は、平成15年～平成20年は工業統計を参照し、平成23年・平成27年は経済センサス活動調査を参照しています。異なる調査を参照していることから、比較については参考値となります。

(6)農業の状況

○都市の農業及び農地は、安全で安心な農産物の供給といった生産面での貢献を基本に、防災面としての機能や環境保全など、多面的な役割を果たしています。

○目黒区には、平成27(2015)年2月1日現在、12戸の農家(林業経営者を含む)があります。また、平成27(2015)年末時点の農地面積は2.7haで、平成7(1995)年に比べると農家数、農地面積とも半数近くまで減少しています⁸。

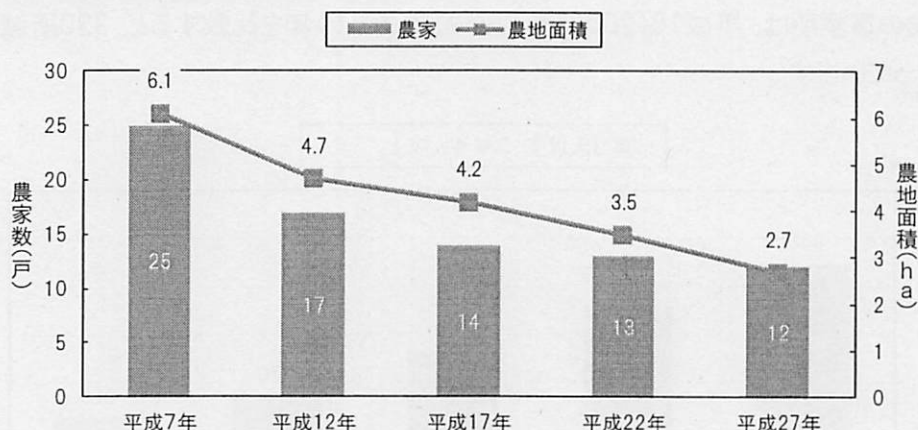


図 農家・農地の推移：平成7年～平成27年

出典：農林業センサスほか

○農林業センサスによる平成27(2015)年時点の農家の内訳については、7戸のうち専業農家は3戸、兼業農家は4戸となっています⁹。なお、4戸の兼業農家はいずれも兼業所得の方が多くなっています。

件数	農家				林業経営者
	販売農家	自給的農家		1戸	
		専業農家	兼業農家		
8戸	7戸	3戸	4戸	4戸	

図 農家(林業経営者含む)の内訳：平成27年

出典：農林業センサス

○平成28(2016)年の作付面積で見ると野菜が2.5ha、果樹が0.5haとなっており、農業産出額1,600万円のうち1,100万円が野菜となっています。

⁸ 農林業センサスでは、経営耕地面積が10a以上の農業を行う世帯又は過去1年間における農産物販売金額が15万円以上の規模の農業・林業を行う世帯を農林業経営体と言います。ここでいう農家(林業者含む)は、農林業経営体数です。

⁹ 専業農家とは、1年間に30日以上、他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した人(兼業従事者)が1人もいない農家です。兼業農家は、兼業従事者が1人以上いる農家です。

(7)事業所意識調査結果(抜粋)

企業規模でみた景況

- 平成29(2017)年度に実施した「産業振興に関する意識調査」¹⁰では、直近3年間の売上が減少していると回答した区内事業所が45.4%となっています。
- 企業規模が小さい事業所ほど、売上が減少しているとの回答が増え、増加しているとの回答が少なくなっています。
- 今後3年間の事業展開の方針も、事業拡大を検討する事業所は企業規模が小さくなるほど少なくなります。また、個人事業主では約2割、小規模企業者では約1割が廃業を検討していると回答しています。

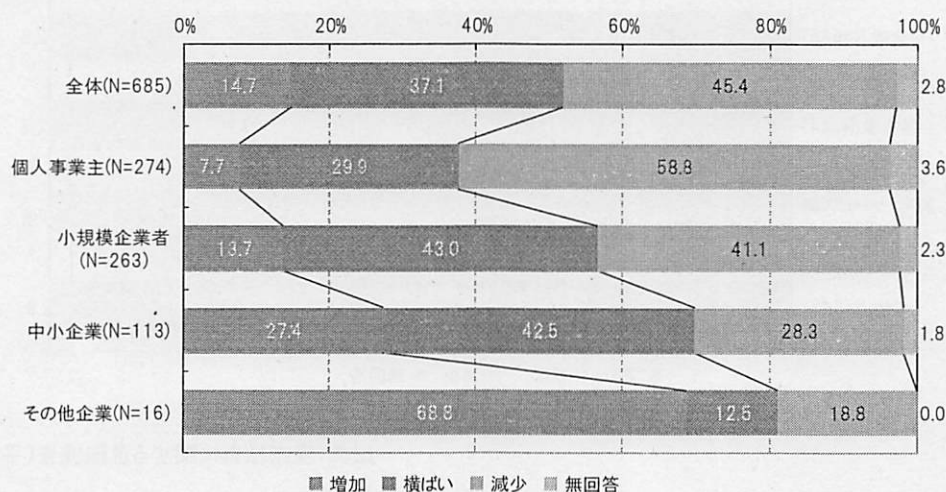


図 企業規模からみた直近3年の売上の変化

出典：産業振興に関する意識調査(平成29年度)

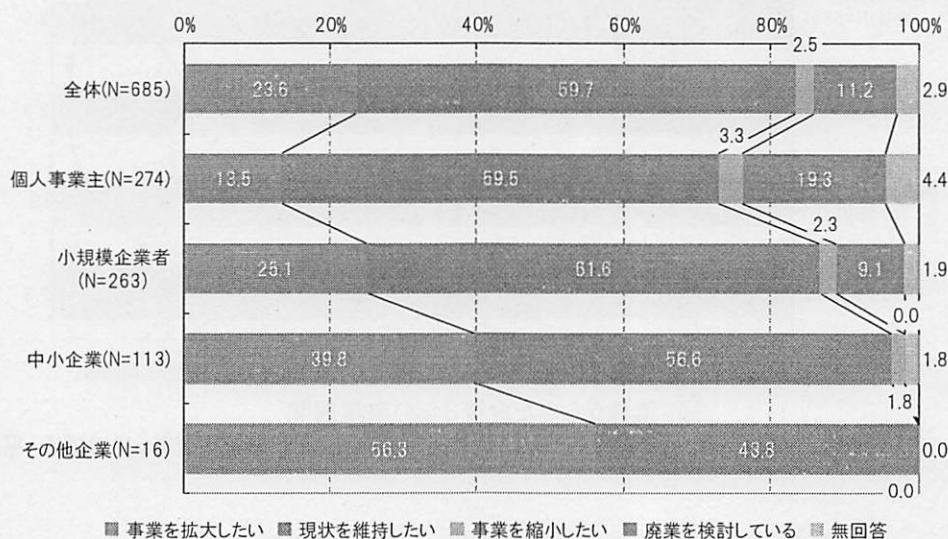


図 企業規模からみた今後3年の事業展開

出典：産業振興に関する意識調査(平成29年度)

¹⁰ 「産業振興に関する意識調査」は、本ビジョン改定に際して、区内産業のより一層の振興を図るため、区民の消費行動やニーズを把握するとともに、事業所の実態や要望を知るために実施した調査です(実施期間：平成29(2017)年10月26日～11月15日)。区民を対象とした調査は、目黒区に住民登録している満18歳以上の方2,000人を対象として実施し、回収率は40.0%でした。事業所を対象とした調査は、「平成26年経済センサス基礎調査」の対象となった事業所から2,000件を抽出して実施し、回収率は34.3%でした。

業種でみた景況

○直近3年間の売上では、製造業、商業・サービス業¹¹ともに減少していると回答している事業所が最も多くなっています。

○売上が「増加」又は「減少」と回答した事業所は、いずれも製造業に比べて商業・サービス業が多くなっています。

○今後3年間の事業展開について、事業を拡大したいと回答した事業所は、製造業に比べて商業・サービス業が多くなっています。また、製造業は廃業を検討している事業所が多くなっています。

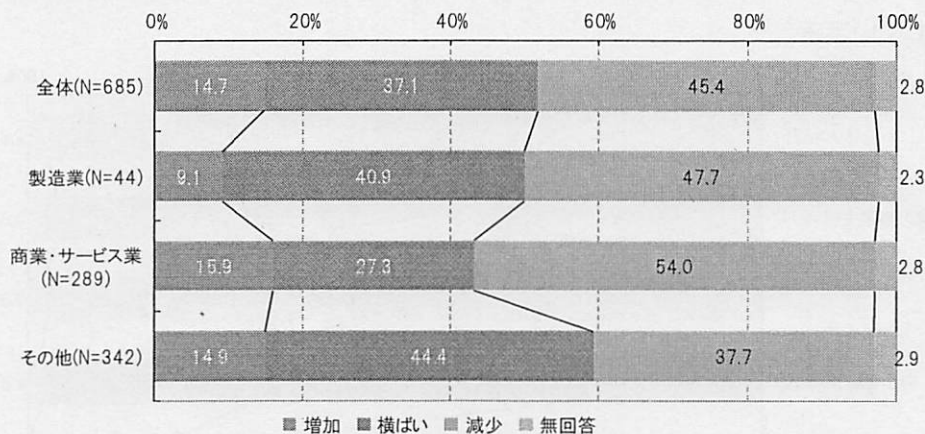


図 業種からみた直近3年の売上の変化

出典：産業振興に関する意識調査(平成29年度)

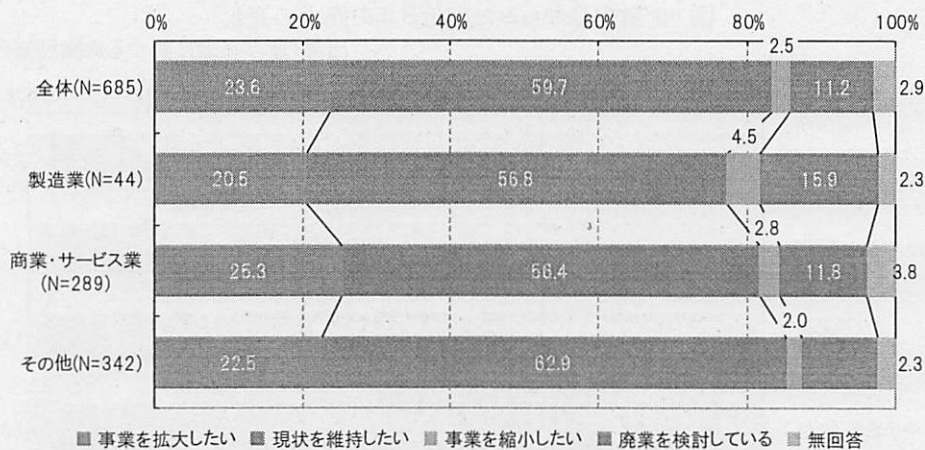


図 業種からみた今後3年の事業展開

出典：産業振興に関する意識調査(平成29年度)

¹¹ ここでいう商業・サービス業は、事業所意識調査の業種を尋ねる設問で、卸売業、小売業(食品小売を含む)、飲食店(移動販売、宅配を含む)、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業と回答した事業所です。製造業は、同設問で製造業と回答した事業所となります。

3 区民意識調査結果(抜粋)

(1)消費行動の特徴

○平成29(2017)年度に実施した「産業振興に関する意識調査」では、普段の買い物や外食の際に意識すること(「当てはまる」と「どちらかという当てはまる」の合計)として、質の良さや健康への配慮、デザインの良さが多くなっています。また、こだわりの銘柄・メーカーがある人、環境やエコに配慮して選ぶ人も多く、いずれも価格を重視する人を上回っています。

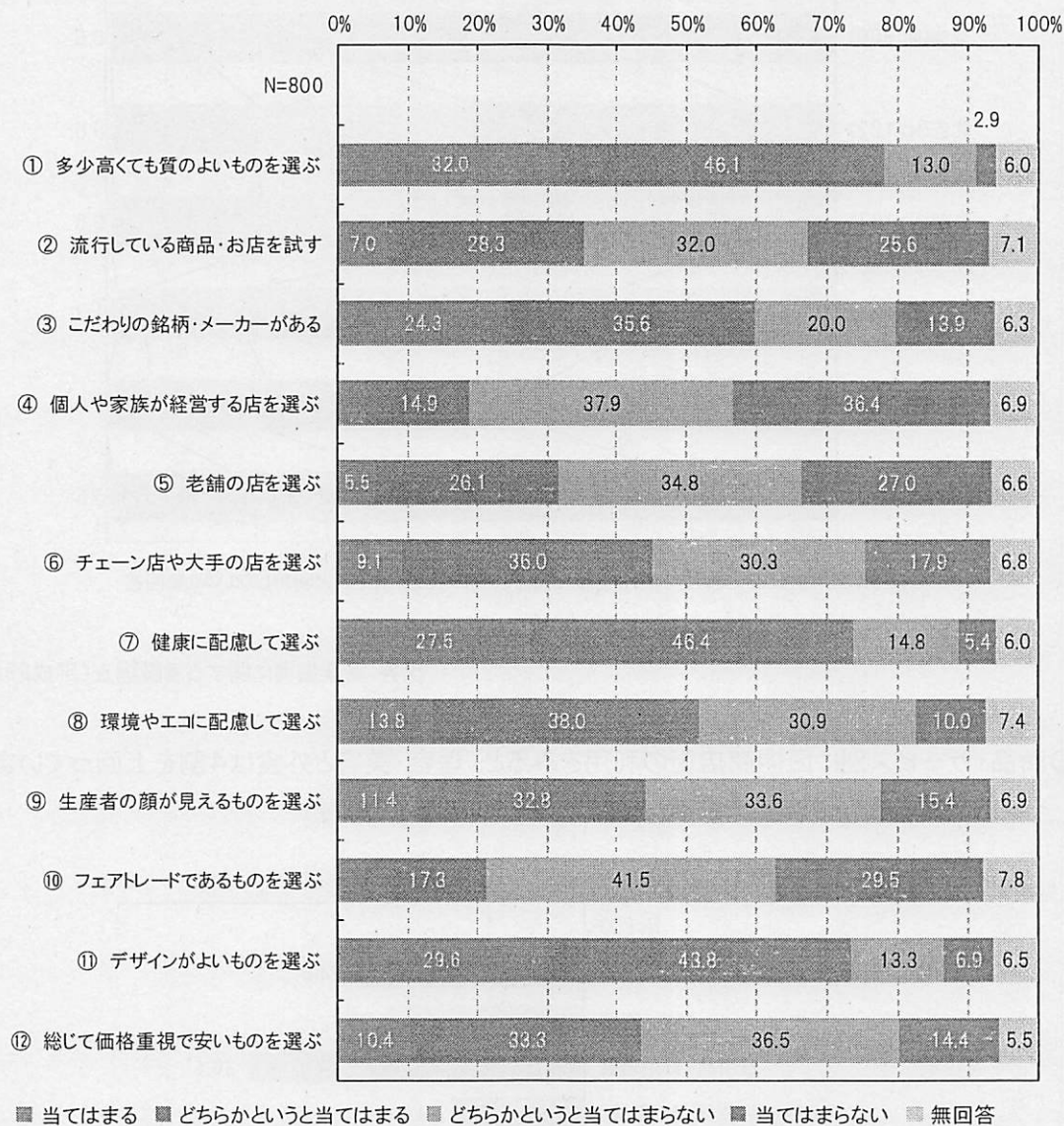


図 区民意識調査からみた消費傾向

出典：産業振興に関する意識調査(平成29年度)

(2) 商店街の利用状況

○区内商店街をよく利用する人は24.3%で、ときどき利用する人を合計すると65.1%となり、半数以上の人が区内商店街を利用しています。

○地区別にみると、中央地区、南部地区では、商店街を利用している(「よく利用する」と「時々利用する」の合計)人が多くなっています。

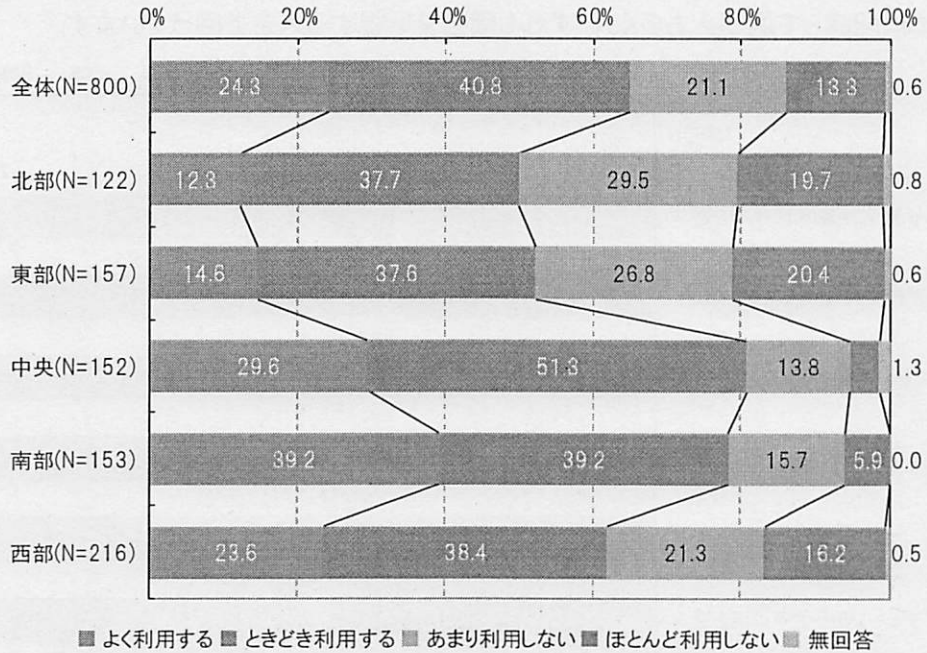


図 商店街の利用頻度(地区別)

出典：産業振興に関する意識調査(平成29年度)

○商品・サービス別に区内商店街の利用をみると、理容・美容と外食は4割を上回っています。一方、青果・精肉・鮮魚・米穀等、食材は24.6%となっています。

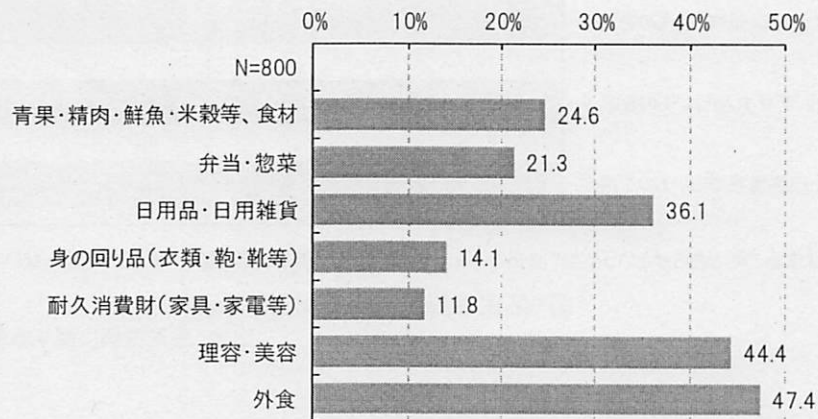


図 区内の商店街等の商店の利用¹²

出典：産業振興に関する意識調査(平成29年度)

¹² このグラフは、各商品・サービスについて、日頃買い物をする場所(サービスを利用する場所)や外食に出かける場所を上位3位まで選択する設問にて、「区内の商店街等の商店」の割合を抜粋し、再構成したものです。

(3)目黒区の産業面でのイメージ

- 産業の観点から、目黒区がどのようなまちになってほしいかとの設問では、「魅力的な商店・飲食店が多いまち」が62.0%で最も多く、ついで「徒歩圏内で生活必需品がそろそろ便利なまち」が60.5%で続きます。
- 産業を通じて形成されるまちの姿として、買い物環境が充実したまちが求められていることが見て取れます。

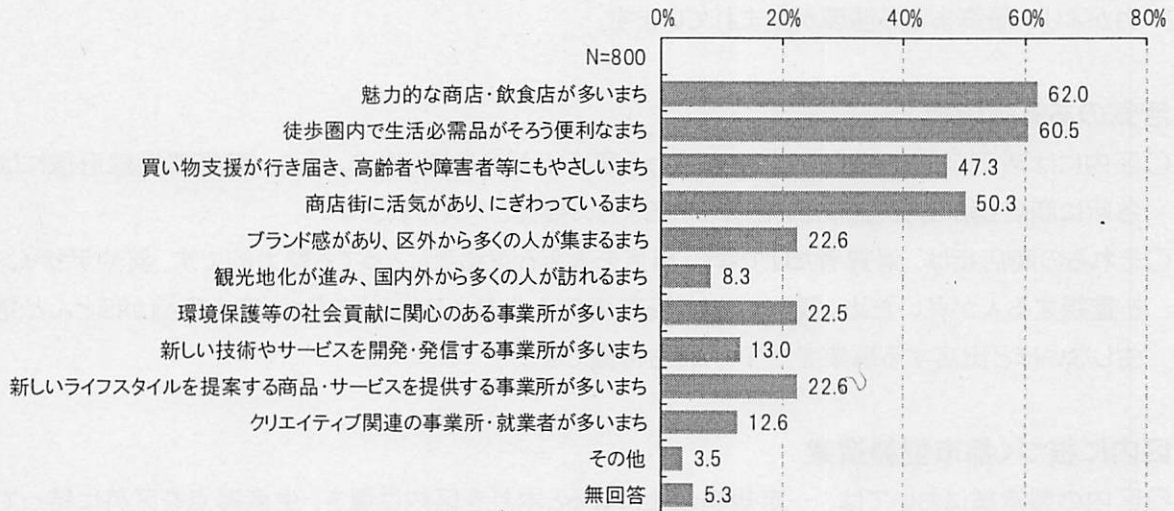


図 目黒区の産業面でのイメージ

出典：産業振興に関する意識調査(平成29年度)



目黒区商店街連合公式マスコットキャラクター「スマにゃん」

4 現状等から得られる目黒区の特徴

魅力的な商圈・商業集積

- 目黒区には多くの人から住みたいと思われる魅力があります。その魅力のひとつは、質の高い商店・飲食店や活気のある商店街の存在だと考えます。そして、品質やデザインの高さを重視する人々が多く住むことで生まれる魅力的な商圈も目黒区の特徴と言えます。
- 魅力的な商圈が魅力的な商業集積をかたちづくることで、さらに人々を引き寄せ、商圈としての魅力がより一層高まる好循環が生まれています。

活気のある商店街

- 区内には活気があり、多くの人々でにぎわう商店街が多数あります。特に、東急東横線沿線には各駅に商店街があり、住みたいと思われるまちの要因と考えられます。
- それらの商店街は、消費者だけでなく、出店を考える商業者にとっても魅力的です。質やデザインを重視する人が多いため、競争が激しく商業者の入れ替わりもありますが、空き店舗がほとんど発生しないほど出店する事業者が多いことも特徴です。

区内に根づく都市型製造業

- 区内の製造業においては、一定規模以上になると本社を区内に置き、生産拠点を区外に持っている状況も見られます。
- 創業後区内に根づく小規模な製造業者も存在します。それらの事業者は、中間部品を製造しているところが多く、試作品製作のために短納期・小ロットでの受注に対応できるなどの独自の強みを持っています。
- 区内事業者同士で技術を共有するような事例もあり、都市型製造業として根づいていると言えます。

大学の集積と産学連携

- 区内には東京大学、東京工業大学、産業能率大学、東京医療保健大学がキャンパスを構えています。また、平成31(2019)年4月には、東京音楽大学の新キャンパスが開校予定であり、大学が持つ学術研究の蓄積や優れた人材など、産業振興に活用可能な資源が多数あります。
- これまでも、産業振興の一環として製造業を中心とした産学連携が図られてきました。また、商店街でも長年、大学との連携・交流が行われてきており、各大学と連携し、産業振興を図ることができることは目黒区の強みと言えます。

5 これまでの取組状況と課題

(1) 目黒区産業振興ビジョン(平成27年改訂)

- 現行の目黒区産業振興ビジョンは、「～危機から創造へ～ 人を生かす産業創造のまち・めぐろ」を基本理念として、自治体としての緊急対応である「セーフティネットの充実」と、区の特性を活かした産業振興である「技術・知識の活用」「地域資源の活用」を基本戦略としています。
- それに基づいて次の5つの方針を示し、それぞれの方針に基づき施策を推進してきました。

(2) 方針ごとの取組状況と課題

方針1. 地域産業の安定した発展

- 方針1では、地域産業の安定性の向上を目的として、事業経営に対するセーフティネットの充実や計画的な改善に向けた支援、人材面で就労支援や技術・技能の継承に対する支援を行ってきました。
- 融資あっせんや専門家の派遣、経営に関するセミナー等の事業を継続的に実施しています。引き続き企業経営の悪化防止のため継続的に取り組んでいく必要があります。
- ただし、専門家を派遣して支援を行う事業については、各事業者の課題や実情に応じて、より適切な支援策が必要と考えます。また、研修や経営改善のための支援については、事業者のニーズに沿った内容に見直すことも必要です。

方針2. 市場・価値創造力の強化

- 方針2では、企業情報データベース構築や交流促進、産学交流、さらに起業支援などの事業を実施してきました。
- 産学交流については、ものづくりの事業者を中心として、区内大学との交流機会をつくり、双方の事業につながる人材・技術・知財等を活用した事業面での連携へ展開していく可能性が見えつつあります。
- 今後は商店街と大学の連携や、起業・創業期における大学の学術資源の活用など、幅広い連携を図っていく必要があります。

方針3. 高付加価値型製造業の育成

- 方針3では、区内製造業に対して販路拡大や市場拡大の支援を行ってきており、今後も継続・充実していくことが求められています。
- 一方、技術開発や研究の支援については実績・成果が十分ではありません。これらについては事業者のニーズなども踏まえて、事業のあり方を見直す必要があります。

方針4. 地域魅力の創造

- 方針4では、まちの魅力向上のため、景観形成や観光振興と連携した取組を行ってきました。
- 特に商店街のイベントやPR、目黒川の桜を活かしたブランディングなど、ソフト面の取組は充実しており、継続的なブランディングとその強化に取り組んでいきます。
- ブランディングによる誘客が商店街や近隣の商店の利用につながるような取組を検討していく必要があります。

方針5. 地域の核となる商店街の形成

- 方針5では、商店街振興を目的として、イベント開催やPRなどのソフト面はもとより、環境整備などのハード面、さらには地域コミュニティに関わる事業についても取り組んできました。
- イベント開催や環境整備に関する助成は活用されており、今後も継続していくことが求められます。一方、助成した事業がその後の商店街利用につながっているかどうかを検証する必要があります。
- 商店における付加価値サービスや商品開発なども、十分には取り組めていません。独自のブランドを立ち上げるだけでなく、エコロジカルな取組や住環境の質を高めるような取組も含め、商店街の個性をアピールするための施策を検討していくことが必要です。
- 近年、外国人旅行者が増加していることを踏まえ、商店における多言語対応や公衆無線LANの整備など、インバウンド(訪日外国人)への対応も必要となっています。東京2020大会まではソフト面・ハード面での環境整備を促進させ、大会終了後もインバウンド需要を継続させていくことが求められています。

第3章 産業振興の基本方針

1 基本理念

新たなチャレンジと安定・継続を目指して、 まちを活かす魅力を生み出す産業振興

- 目黒区が目指す産業振興は、目黒区の産業的特徴を活かしながら、新しい価値・新しい魅力を創出しようとする事業者を後押しするとともに、区内事業者の経営の安定性・継続性を高めることです。
- そのような環境は、事業者が店を新たに構えたり、新しい事業を始めたりする上で魅力となり得るものです。そしてその魅力はチャレンジしようとする意欲ある事業者を呼び寄せ、さらに定着していくことで、魅力的な商業集積や地域産業を形成していくこととなります。
- 地域産業全体が安定して維持・発展できる環境が整い、提供されるサービス等の質が向上することは、区民の生活環境のより一層の充実につながると考えます。そして、目黒区における日々の暮らしに新しい価値が生まれ、「住みたい」「訪れたい」と思われる目黒区の魅力がますます向上していく好循環を目指します。

2 基本理念を実現するための視点

基本理念を踏まえ、本ビジョンでは次の3つの視点を持って施策を推進していきます。

意欲ある事業者・人々への支援

- 意欲ある事業者や創業・起業希望者、就業希望者の新たなチャレンジを支援します。
- 区内には、魅力的な商圈や優れた技術・人材を有する大学があり、いずれも産業振興のための資源と捉えることができます。そして、魅力的な商圈を活かした施策、ものづくり分野や商店街と各大学による産学交流・連携の機会をつくる施策は、新たなチャレンジをする意欲ある事業者への支援になると考えます。

安定的・継続的な事業展開

- 区内事業者の安定性・継続性を高めるためには、経営安定のための支援を行っていく必要があります。特に小規模な事業者に対してはより適切な支援が求められます。
- 区内でチャレンジする事業者や創業者・起業者が区内に根付くことを促すことも大切な取組となります。

まちの魅力の維持・形成

- まちの魅力の形成については、区民にとって魅力的であることに加え、区外から訪れる人々にとっても魅力的であることを目指していきます。目黒区の魅力的な商業集積の背景には、消費において質やデザイン等を重視する区民の存在があると考え、今後も区民と商業集積の好循環からなるまちの魅力の維持・形成に取り組んでいきます。
- 地域産業の基盤づくりと新たなチャレンジができる環境づくりの双方を進め、事業者にとって魅力のあるまちを形成していきます。

3 5つの方針

本ビジョンは、3つの視点に基づき、次の5つの方針にそって事業を実施していきます。

方針4「魅力にあふれた商店街づくり」と方針5「地域資源を活かしたまちの魅力の向上」は、商店街振興に関わる施策を位置付けており、一部を商店街振興プランとしても位置付けます。

また、方針2の施策ウ「都市農業の保全・育成」は、農業振興プランとして位置付けます。

方針1 地域産業の担い手の育成・確保

区の産業がこれからも継続的に発展していくため、商業・工業・農業等あらゆる産業分野において、事業承継や人材育成など、地域産業を維持・発展させていくための施策を展開していきます。

方針2 地域産業の維持・発展

商工業における経営基盤の強化や経営力の向上に資する支援、さらには農地保全や農家の営農支援などを展開することにより、事業の安定的で継続的な発展を目指していきます。

方針3 事業者の更なる成長促進

技術・製品・サービス開発に意欲のある事業者を支援するとともに、創業・起業を目指す担い手を支援していきます。

方針4 魅力にあふれた商店街づくり

区民の買い物場、地域コミュニティを支え、交流やにぎわいの場である商店街を中心として、区民にとって魅力のある買い物環境を形成していきます。

方針5 地域資源を活かしたまちの魅力の向上

住みたい・訪れたいと思われる目黒区であり続けるために、商店街や観光資源などの魅力を区内外に発信するとともに、東京2020大会後のレガシーも見据えて、観光・景観形成と連動した施策を進めていきます。

4 施策体系

○5つの方針ごとの施策は以下のとおりです。

○方針2の施策ウは目黒区農業振興プランに、また、方針4・5の一部を商店街振興プランに位置付けるものとします。

方針1 地域産業の担い手の育成・確保

施策ア 地域産業の担い手となる人材の確保

施策イ 良質な人材や技術者の育成

方針2 地域産業の維持・発展

施策ア 企業経営の安定・強化

施策イ ビジネス機会の創出

施策ウ 都市農業の保全・育成

農業振興プラン

方針3 事業者の更なる成長促進

施策ア 区内資源を活用した事業創出

施策イ 創業・起業の促進

方針4 魅力にあふれた商店街づくり

施策ア 活気ある商店街づくりの推進

施策イ 暮らしを支える買い物環境の充実

施策ウ 商店会の組織力強化

施策エ 相談体制の強化や情報共有等の充実

方針5 地域資源を活かしたまちの魅力の向上

施策ア まちの魅力に触れる機会の創出

施策イ 訪れたいまちづくり

商店街振興プラン

第4章 産業振興のための取組

方針1 地域産業の担い手の育成・確保

- 区の産業がこれからも継続的に発展していくため、商業・工業・農業を支える人材の育成・確保を支援していきます。
- 地域産業を維持・発展させていくためには、事業者の経営力や技術力はもとより、これからは特に人工知能(AI)やロボティクスでは代替できない部分を高めていく必要があります。また、地域産業の担い手となる人材を育成することも求められます。
- 個々の事業所における取組を支援するとともに、区においても研修機会等を提供することで、区内事業所における人材育成を促進していきます。また、事業承継のための支援も行います。
- さらに、人材確保のため、就労意欲のある区民の雇用についても、事業者に働きかけるとともに、マッチング等の支援を行っていきます。また、働く場所としての目黒区の魅力も発信し、区内で働きたいと思う人を増やす取組についても検討します。

施策ア 地域産業の担い手となる人材の確保

取組の方向性(1) 就労意欲のある区民と事業所のマッチング

- 「産業振興に関する意識調査」では、中小企業において、経営上の課題への対応として人材の確保・育成が7割を上回っています。
- また、区に求める支援も、中小企業では人材確保の支援が多くなっています。
- この現状を踏まえ、事業所のニーズも把握しながら、引き続きハローワーク等と連携した就労支援に取り組むとともに、就労意欲のある区民と事業所とのマッチングを図ります。
- また、「産業振興に関する意識調査」では、65歳以降も働き続けたいと思う人が5割を上回っています。一方、新たに高齢者を雇用している事業所は2%と少なく、今後雇用を検討する事業所も1割に満たない状況です。
- このことを踏まえ、雇用する事業所に対してシニアの雇用に対する意識啓発を行っていく必要があり、マッチングを図るための取組を検討します。

【具体的な取組】

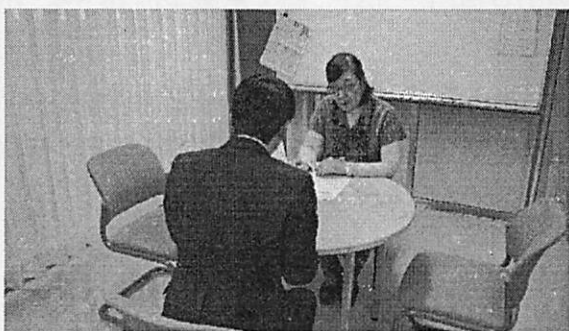
- ①就労支援の推進…就労を希望する若者、中高年齢者、女性、生活困窮者、障害者、外国人等を対象に、就労相談、ハローワークと連携した職業紹介、就労に関するセミナーを開催するなど支援を行います。
- ②就労支援機関と連携した人材マッチングの推進…ハローワークなど就労支援機関との連携をさらに強め、シニア世代の他、若者、女性など様々な人材が区内事業所で働くことができるよう求職者と求人企業のマッチングを進め、就労機会の充実とともに求人企業の人材確保に努めます。
- ③職業・職場体験の促進…国が新たに行う予定の創業機運醸成事業の活用を視野に入れて、区立中学校における職場体験、職業観の育成、区内事業所への理解・関心の向上などに取り組み、多くの事業所が容易にインターンシップを受け入れることのできる体制の構築を目指します。

取組の方向性(2) 職場環境の充実

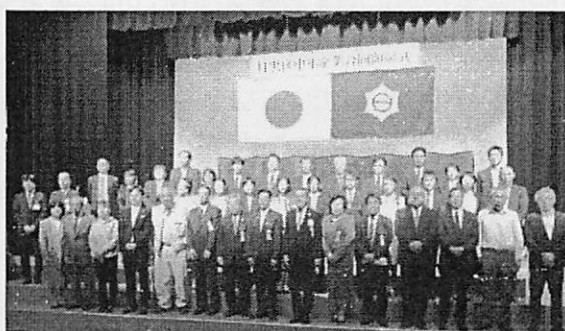
- 「産業振興に関する意識調査」では、中小企業の約2割がワーク・ライフ・バランスのための取組や女性の雇用促進のための取組を行っていないと回答しています。小規模企業者や個人事業主では、さらに取り組んでいない事業所が多くなっています。
- 働き方改革を推進するため、ワーク・ライフ・バランスの充実や女性の雇用促進が求められている中、人材を確保し、定着を図っていくためには、事業所の規模に関わらず職場環境の充実に取り組む必要があります。
- そのため、事業所に対する情報提供などを通じて意識啓発を図るとともに、国や東京都の助成事業等についても周知しながら、人材確保につながる職場環境の充実に向けた取組について支援していきます。

【具体的な取組】

- ①**職場環境・雇用条件の整備**…労働関係法令の周知や社会保険労務士との連携などによりワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、事業所に対し、職場の環境整備や労働条件の向上に要する経費の助成制度等を紹介し、利用促進を図ります。
- ②**勤労者の生活の安定・向上**…中小企業等に勤務する勤労者の生活安定・余暇活動・健康増進のため、関係団体等と連携し、福利厚生の実施を図るとともに、知識・教養の向上のための事業を実施します。
- ③**顕彰制度の充実**…中小企業等の魅力発信やイメージアップ、理解促進のため、従来の顕彰制度に加え、環境をテーマとした取組や、障害者雇用などを対象とする顕彰制度の実施などを検討します。



「ワークサポートめぐろ」における就労相談



中小企業合同顕彰式

施策イ 良質な人材や技術者の育成

取組の方向性(1) 研修機会等の充実

- 「産業振興に関する意識調査」では、中小企業において、人材の確保・育成をはじめ、営業力や企画・開発力の強化が経営上の問題点として捉えられています。
- そのため、研修の実施に対する支援を行っていきます。ただし、事業所において独自に研修を行うことは容易ではない場合もあることから、実施に対する支援だけではなく、区独自の研修や、区内大学や民間事業者と連携を図り、外部の研修メニューを紹介していくことなどを検討します。
- また、製造業を中心として蓄積されてきた技術力を継承することも必要です。事業者内における継承が円滑に行われるよう、研修等の取組を行っている区内事業者のノウハウを共有するような機会を設けることも検討します。

【具体的な取組】

- ①研修の推進…技術者のスキルアップを図る研修などの活動に対して支援を行います。また、区内中小企業等の事業者や、その従業員を対象とした研修会を実施するとともに、国や東京都が行う研修開催の周知に努めます。
- ②優良企業等の視察…目黒区産業連合会と共催し、優良企業や工場などの見学会を行い、技能継承者のスキルアップを図ります。
- ③担い手の確保…社内で蓄積された技術の継承に悩む中小企業等の事業者が将来における事業の担い手を確保できるよう、研修ノウハウの提供等の支援を行います。

取組の方向性(2) 事業承継の支援

- 「産業振興に関する意識調査」では、事業承継の見通しについて、個人事業主の36.5%、小規模企業者の18.3%が「廃業の予定」と回答しています。
- 事業承継を望んでいても後継者がいない事業者には、それぞれの実情に合わせた支援が必要です。
- 事業承継には第三者への引き継ぎなどの多様な手法があることから、事業承継に関する情報提供を行います。また、国や東京都、金融機関等と連携した支援も検討していきます。

【具体的な取組】

- ①融資制度等による事業承継の支援…事業承継に必要な資金について、優遇利率の新設等、融資を行う制度を検討・提供し、円滑な事業承継を支援します。
- ②相談窓口の充実…中小企業診断士による経営相談を通じて、事業承継、経営改善、事務の効率化等についての支援を行います。
- ③国、東京都等との連携による支援…東京都中小企業振興公社、東京都事業引継ぎ支援センター、金融機関等との連携を検討していきます。
- ④事業承継に関する情報提供…国等が行う事業承継に関する支援事業について、事業承継を検討する事業者へ情報提供を行うとともに、事業者のニーズに沿った支援を行います。

方針2 地域産業の維持・発展

- 事業者の経営基盤の強化や経営力向上に向けた取組を支援し、区内産業の安定的で継続的な発展を目指していきます。
- 地域産業を維持・発展させていくためには、人材の育成・確保とともに、経営基盤を強化することによる安定化と、自社の強みを活かした販路の開拓・拡大等のビジネス機会の創出が必要不可欠です。
- このため、経営改善に取り組む事業者に対する支援の充実を図ります。また、相談員等が経営者と日常的にコミュニケーションを図ることで経営状況の把握に努め、必要に応じた経営改善や事業の新たな展開に対する支援へとつなげていきます。

施策ア 企業経営の安定・強化

取組の方向性(1) 経営改善の支援

- 「産業振興に関する意識調査」では、小規模な事業所ほど過去3年間で売上が減少しており、また、個人事業主の約2割が今後3年間で廃業を検討していると回答しています。
- 上記の調査結果と区内に小規模な事業所が多い現状を踏まえ、経営状況を改善しようとする事業者の支援に取り組む必要があります。
- そのため、資金調達時の負担軽減策の実施や専門家による経営改善に向けての支援等を行います。融資あっせん制度と相談窓口の更なる周知を図り、制度の利活用を促進していきます。

【具体的な取組】

- ①融資制度の充実…融資のあっせんにより日常の資金繰りを支援するとともに、一定期間業績の悪化した事業者がある場合は、より低利な融資のあっせんを行います。
- ②相談窓口の充実(再掲)…中小企業診断士による経営相談を通じて、事業承継、経営改善、事務の効率化等についての支援を行います。
- ③国や東京都などの経営支援に関わる制度の情報提供…中小企業等の経営を支援するため、信用保証や各種融資制度など、国や東京都及び各種団体の制度を有効に活用できるよう、情報を収集し提供に努めます。

取組の方向性(2) 経営の悪化防止

- 経営状況が悪化した事業者に対しては、引き続き専門家の派遣等に取り組むことで対応を図っていきます。
- また、経営課題への対応は、専門家が早期に関わることで十分な成果が得られることが多いことから、事業者にとって相談しやすい環境を整えるなど、早期に対応できるよう取り組んでいきます。

【具体的な取組】

- ①専門家の派遣…企業経営の悪化防止のためビジネス・サポート事業として、中小企業診断士を派遣し、経営改善の取組をサポートします。
- ②受発注の相談…経営状況の改善のため、相談員が区内の中小企業等の事業者を巡回し、受発注の相談を行います。

取組の方向性(3) 経営強化のための支援

- 「産業振興に関する意識調査」では、個人事業主の46.7%、小規模企業者の36.9%が企業活動においてICTを活用していないと回答しています。企業規模に関わらず経営上、ICTの活用は不可欠なものであることから、ICT活用のための研修機会の提供を行っていきます。
- また、国際規格やプライバシーマーク等の諸制度を活用するための支援を続けるとともに、近年強化が図られている法務・労務関連の最新動向や危機管理体制の構築についても情報提供を行い、経営の維持・発展につながる取組を進めていきます。

【具体的な取組】

- ①経営セミナーなどへの参加促進…区内中小企業等の経営者に向けた各種の経営セミナーを継続し、その情報を一層周知するよう努めます。
- ②国際規格等の取得支援…ISO等の国際規格やプライバシーマーク等の諸制度を活用するための支援として、認証取得費用の助成を行うとともに、取得を促すための情報提供や啓発、さらに取得するまでに要する手続きに対してアドバイスなどの支援を行います。
- ③災害対応力の向上…安定した営業の継続や受注の確保ができるよう、大規模災害などの非常時対応力を高めるため、BCP¹³の普及に努めます。

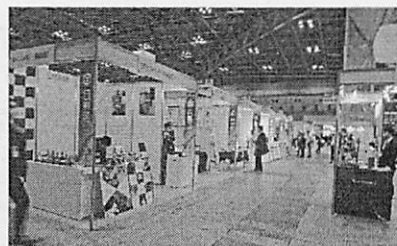
施策イ ビジネス機会の創出

取組の方向性(1) 販路拡大・市場開拓の支援

- 「産業振興に関する意識調査」では、製造業において、経営の課題への対応として、「販路の拡大・開拓」との回答が31.8%で最も多くなっていました。また、利用したい制度も、融資あっせん制度に次いで販路拡大支援が多くなっています。
- この現状を踏まえ、事業者のニーズを把握しながら、国内外の展示会などへの出展のための助成制度を充実させ、海外進出を希望する事業者への支援も行うことで、販路拡大・市場開拓の支援を充実させていきます。

【具体的な取組】

- ①各種展示会出展の支援…事業者が販路拡大の機会を得るために、各種展示会への自社製品の出展について支援を行います。
- ②広域連携…周辺区の製造業関連団体との交流機会への参加を促進する等、区外の事業者との関係構築の支援に努めます。
- ③新市場の創造…技術や技能の転用による環境等の取組、デザイン力を向上させる取組、またそれに伴う事業者間の提携など、新分野を創出しようとする取組について支援を検討し、新しい顧客や市場が生まれることを促します。
- ④区内事業者の育成と活性化…区内事業者の育成・活性化のため、区内事業者が優先して競争入札に参加できる機会を確保するとともに、目黒区公契約条例の趣旨も踏まえ、公契約に係る工事の下請契約等における区内事業者の活用の推進に努めます。



産業交流展

¹³ BCPとは、事業継続計画と言われ、災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画です。

取組の方向性(2) 事業者の情報発信支援

- 「産業振興に関する意識調査」では、企業活動においてICTを活用していないと回答した事業所は、36.6%となっています。
- 販路の拡大・開拓のためにはインターネットを活用した広報・PRが効果的ですが、自社でホームページを公開・運用していくことが難しい事業者も少なくないと考えられます。
- そこで、販路拡大・市場開拓のためにも、区のウェブサイトやデータベースを活用し、事業者の情報発信を行っていきます。

【具体的な取組】

- ①**ホームページの充実**…区内の製造業者の情報を提供する「目黒区製造業ナビ/MM-Navi (Meguro Makers Navi)」については、受発注相談員による情報収集や創業支援を受けた事業者から情報提供を受ける等、事業者の情報収集方法を検討し、常に最新の情報が掲載されるよう充実を図ります。
- ②**様々な業種における企業情報データベースの構築**…「目黒区製造業ナビ」の運用方法の確立とともに、製造業に限らず、様々な業種を対象に企業情報データベースの構築について、国や東京都の事業の活用も含め、区内事業者の情報発信について検討していきます。

取組の方向性(3) 事業者の交流促進

- 区外への販路拡大・市場開拓だけでなく、区内事業者間の受発注を増やすことも、ビジネス機会を創出する方法のひとつです。
- そのため、同業者ならびに異業種間の交流の機会をつくり、事業者が相互のビジネスを知ること、受発注を促し、ビジネスへとつなげていく取組を検討していきます。
- 区内の事業者間での受発注の創出や、お互いの技術をシェアすることで新規受注につながる取組を促すための機会として、同業者ならびに異業種間の交流を促していきます。

【具体的な取組】

- ①**異業種交流の促進**…創業塾修了者などに異業種交流団体を紹介するなど、既存の異業種交流会の充実を図ります。また、新規メンバーの呼び込みなど次代を担う若手の交流機会の創出や新たなグループの育成などに対して支援を行います。
- ②**分野横断的な連携の機会づくり**…異業種や異分野の連携が、競争力や付加価値の高い産業づくりの中核的な役割を果たしていくことも想定されます。このため、産業に関わる多様な連携の機会づくりについて検討します。
- ③**地域社会との交流等、事業者のCSR¹⁴活動の促進**…現在実施しているを継続して実施するとともに、その他の支援も検討し、事業者と地域の交流を図ります。



異業種交流会



目黒区商工まつり
(目黒リバーサイドフェスティバル)

¹⁴ CSRとは、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動です。

施策ウ 都市農業の保全・育成

取組の方向性(1) 区内農業の認知向上

○今後も区内で農業が継続して行われるためには、農業の担い手の育成とともに、区民に対しても目黒区の農業の魅力を発信し、都市農業への理解を促進するとともに、積極的な消費者となる等、支え手となることを促していく必要があります。

○「産業振興に関する意識調査」では、区内に農地があることを知っている人は35.5%でした。一方、農業体験や地産地消に対する関心は高いことから、農業に対するニーズを捉えながら、農業体験などのイベントを通じて区内農業の魅力を周知し、認知向上に取り組んでいきます。

【具体的な取組】

①区内農地の保全と魅力の向上…環境保全や貴重な都市空間の確保といった面からも区内農地の魅力を高める必要があります。区では目黒区農業振興運営協議会が中心的な役割を担っており、収穫体験農園等により、都市農地の大切さや自然に触れ合う場を提供します。また、農産物品評会及び即売会を実施し、区内農業について広く区民への周知等に努めます。

②都市農業への理解を深める取組…都市農地を保全することの重要性について周知するため、世田谷目黒農業協同組合と世田谷区との協働によるイベントや、都内の自治体で構成する都市農地保全推進自治体協議会におけるフォーラムの開催等、区民への啓発活動に努めていきます。



きゃべつの収穫体験



都市農業トークライブの様子



即売会



ミニ農業体験の様子

取組の方向性(2) 農業経営に対する支援

- 区内農業が継続して行われるためには、農業経営に対する支援を行うことにより、安定した農業経営の確立を促していく必要があります。
- 都市農業活性化支援事業制度等の活用や事業者などとの連携を促すなど、農業者が積極的な農業経営を行っていただけるように支援していきます。
- 制度面からも農地保全に取り組んでいく必要がありますが、現在、法律等の制度面での変更が想定されることから、政策動向に合わせた適切な対応を図っていきます。

【具体的な取組】

- ①都市農業活性化支援事業による支援…農業の活性化のため、収益性の高い農業を展開するために必要な施設を整備して経営力を強化する取組に対する支援や、目黒区農業振興運営協議会を中心とする区内農業経営者により運営される収穫体験事業に対する支援を行います。
- ②地産地消の推進…区民に対して区内農業のPRを行い、地産地消に関心のある区民の需要を喚起しながら、農業者を支援していきます。
- ③都市農地保全に係る制度改正の周知等…農業者の減少・高齢化が進む中、都市農地の保全や多面的な機能を発揮するために、都市農地の貸借が円滑に行われるよう都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定されました。この制度を活用できるよう制度の周知等を図っていきます。

取組の方向性(3) 農業の担い手の育成

- 目黒区には、平成27(2015)年時点で2.7haの農地があります。「産業振興に関する意識調査」では、地産地消や農業体験など、区内農業に対して何らかの関心を持っている区民の割合は約7割となっています。
- こうしたことから、これからも区内農業が継続して行われるよう、国や東京都等の助成事業の活用も検討し、次世代の農業の担い手の育成に取り組んでいきます。

【具体的な取組】

- ①農業の担い手支援…区内農業を維持・継続できるよう、農業の担い手からの相談への対応や助成金の活用による支援などを関係機関と連携しながら実施していきます。

方針3 事業者の更なる成長促進

- 技術・製品・サービス開発に意欲のある事業者を支援するとともに、創業・起業を志す新たな地域産業の担い手を支援していきます。
- 地域産業の発展においては、新たな価値を生み出す事業者の存在も不可欠です。高付加価値の製品・技術を発信する産業は、地域産業の核となります。
- そのような事業展開に意欲のある事業者に対して情報提供などの支援を行います。また、新しい事業を始めようとする起業家・創業者に対する支援も行います。
- 支援にあたっては、技術力や商品開発力のある区内事業者や区内大学等、区の産業資源を活用し、連携することで、支援の充実を図ります。

施策ア 区内資源を活用した事業創出

取組の方向性(1) 産学連携の促進

- 質の高いサービスや新たな価値を持つ事業を創出するため、区内大学との産学交流を促進していきます。
- そのためには、大学における産学交流の機会を広く周知することが大切です。そして、参加しやすい講座で大学と事業者とのつながりをつくり、産学交流、そして事業等における具体的な連携・協力へと発展させていくことが必要です。
- さらに、区内や周辺の大学が有する知見や技術等を活用し、サービスや事業を創出しようとする事業者や創業・起業希望者、技術力やアイデアのある事業者とのマッチングを図り、区内資源を活用した取組を支援していきます。
- また、「産業振興に関する意識調査」において、区民の消費傾向として見られたデザインや健康、また環境配慮の観点からの付加価値の創出についても検討していきます。その際には、若い消費者としての学生のアイデアを活かすとともに、学生にとっては社会体験となるような大学との連携を図ることを検討します。

【具体的な取組】

- ①産学交流の推進…区内大学が開催する産学交流機会の情報提供を行います。特に関心のある層への働きかけが効果的に行えるよう、情報発信を工夫します。
- ②産学交流の拡大…産学交流について、事業者のニーズと大学などからの支援ニーズを把握しマッチングを進めます。さらに、様々な機会を捉えて交流の場を設けます。
- ③産学連携の推進…中小企業等の事業者が製品改良や研究開発を大学等と共同で行う研究に対して支援を行います。
- ④技術開発の推進…中小企業等の事業者の新製品、新技術開発に対して支援を行います。

施策イ 創業・起業の促進

取組の方向性(1) 創業・起業の支援

- 「産業振興に関する意識調査」では約3割が起業に関心のあったことから、区内には潜在的な起業家・創業者がいると考えられます。そのような区民を産業振興における人的資源と捉え、創業・起業へとつなげていくための支援として、研修・講座の機会や相談支援などを行っていきます。
- 商業・サービス業に対しては顧客の魅力と競争の厳しさを備えた商圈を活かした成長を促すような取組についても検討します。また、新しい産業技術を活用した創業・起業に関しては、区内大学の知見や事業化につながる資源などとのマッチングを行うための交流機会なども検討していきます。
- さらに、社会的企業やSDGsに対する関心の高まりを踏まえ、社会的課題にアプローチしようとする創業・起業志望者に対する支援に対してインセンティブを設け、目黒区における創業・起業支援の特徴として打ち出していくことも考えられます。
- また、高齢化社会を踏まえたシニアの創業・起業によるセカンドキャリアの支援を行うことも検討します。特に目黒区にはキャリアを積んだ区民が多いことから、区民による創業・起業を支援することに着目した施策も有効と考えます。

【具体的な取組】

- ①**創業塾の開催**…起業・創業のノウハウを学び、実際にビジネスを立ち上げるための支援を行う講座を開催し、起業・創業を促します。現在の講座を継続していきながら、ニーズに応じて講座内容を検討していきます。
- ②**起業手続きに関するアドバイス**…起業に至る行政手続きや商法の規制、税などに関するアドバイスをを行い、起業・創業を促します。

取組の方向性(2) 創業者・起業家の定着支援

- 「産業振興に関する意識調査」では、創業から10年未満の事業所が創業期に必要なと考える支援として、資金調達のための支援が約4割で最も多くなっていました。また、約2割の事業所が、事業所設置や設備投資に対する支援と回答しています。
- 目黒区において創業・起業した事業者が、成長していく中でも、目黒区に根づき、地域産業の一翼を担うようになるためにも、区内への定着を促していく取組を検討していきます。
- さらに、金融機関や産業関係団体等との連携により、中長期的な事業継続を見据えた創業・起業の支援を行うための体制を検討します。



実践めぐる創業塾

【具体的な取組】

- ①**起業向けスペース情報の充実**…創業者・起業家が賃貸スペースを希望する場合、民間企業の入居者募集情報を提供する等の支援を検討し、区内に定着する創業者・起業家を増やします。
- ②**助成制度の充実**…創造的かつ創意工夫に満ちた事業活動を促進し、区内産業の健全な発展に資することを目的として、創業・起業に必要なとする経費の一部を補助します。
- ③**融資制度の充実(再掲)**…融資のあっせんにより日常の資金繰りを支援するとともに、一定期間業績の悪化した事業所がある場合は、より低利な融資のあっせんを行います。

方針4 魅力にあふれた商店街づくり

- 日々の生活には、買い物が欠かせません。必要なものを必要な時に買うことができ、さらに楽しみながら買い物ができる、そういったことが買い物をする人に再びそこに訪れたいという気持ちを起こさせます。このことは、商品やサービスを提供する商業者にとっても重要であり、ひいてはまちの活気につながります。
- 日々の買い物環境を提供し、まちのにぎわいをつくるのは商店街の大きな役割です。商店街の魅力を引き出し高めていくには、商店街を形成する一人ひとりの商業者が努力することはもちろんですが、商店街全体としての取組も重要になります。
- 商店街関係者が自ら考え行動し、行政や関係事業者等が必要な協力を行い、さらには日々商店街を利用する人が意識的に商店街と関わっていく、こうしたことで商店街が魅力にあふれたものになっていくと考えます。

施策ア 活気ある商店街づくりの推進

取組の方向性(1) 個性豊かなイベントの実施

- 自然や歴史、文化など地域資源を活かした個性豊かな商店街イベントが、まちのにぎわいを生み出し、まちの楽しいイメージづくりに役立っています。
- 商店街が実施する各種のイベントは、それぞれの商店街が持つ個性を伝えていく一つの大切な手段であるとともに、商店街のブランドづくりにつながります。

【具体的な取組】

- ①商店街イベントの実施…自然や歴史、文化など地域資源を活かした個性豊かな商店街イベントの実施を支援することで、商店街のにぎわいを生み出し、ブランドづくりにつなげます。

【イベントの例】

- ・川や桜、いちょうなど、区の自然を感じさせる、地域の自然を生かしたイベント
- ・それぞれに個性がある駅前広場などを生かしたイベント
- ・さつまいもやお菓子など地域に関連した食べ物にまつわるイベント
- ・七夕や盆踊り、クリスマスなど季節を彩るイベント
- ・合唱や吹奏楽、ジャズなど音楽をテーマにしたイベント
- ・学生などが作成したアート作品を素材にした文化的なイベント
- ・地域の複数の商店街が連携・協力して実施するイベント
- ・下町の商店街等、区以外の商店街と連携・協力して実施するイベント



もちつき大会(池尻大橋駅前商店会)



夕涼み祭り(祐天寺栄通り商店街振興組合)

取組の方向性(2) 商店街施設の整備等

- 商店街の施設を整備することも大切です。装飾が施された環境にやさしいLED街路灯の整備など、商店街の施設を整備することにより商店街の活性化を図ります。
- 外国人観光客への対応や今後のキャッシュレス化に対応する機材の導入など、誘客のための取組を支援していくことも検討していきます。
- その他、今後予想される環境や防災・防犯、国際化への対応などの行政課題についても商店街での取組を促し、区と連携したまちづくりを推進していくことも必要です。

【具体的な取組】

- ①**商店街街路灯の整備等**…環境に配慮したLED街路灯の設置や統一看板の設置、通りに面した壁面の整備、老朽化した街路灯やアーチ等の撤去、公衆無線LANの整備、外国人観光客受入のための施設や設備の設置などを支援します。
- ②**行政課題解決への取組**…環境負荷の低減や防災・防犯、国際化への対応等、都区が直面する行政課題の解決につながる商店会の取組を支援します。
- ③**地区計画事業の推進**…地区計画で掲げた事業を着実に実施することでその地区のまちづくりを推進し、併せて商店街の活性化を図ります。



油面地藏通り商店街の風景

取組の方向性(3) 新規出店等の支援

- 商店街が常に活気あるためには、商店街に新たに店舗を開店する商業者も必要です。若手や女性に対する支援を充実して、新規出店等を促していきます。

【具体的な取組】

- ①**若手・女性の商店街出店支援**…東京都が実施する若手や女性の新規出店者に対する支援について、東京都と連携・協力して周知等を図っていきます。
- ②**商店街起業・承継支援**…東京都が実施する商店街での開業や事業承継に対する支援について、東京都と連携・協力して周知等を図っていきます。



マリクレールフェスティバル(自由が丘南口商店会)

取組の方向性(4) 商店街の魅力の発信

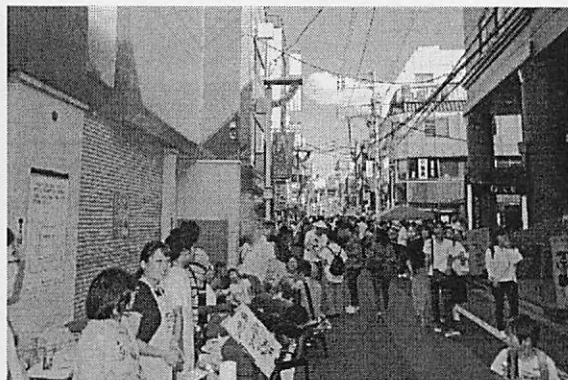
- 商店街に人が集まらなければ、にぎやかさや活気は出ません。商店街に来る人は、買い物をすることや様々なサービスを受けることが基本的な目的です。その商店街にどのようなお店があり、どのようなサービスが受けられるか分からなければ、集客は期待できません。
- そこで、商店街について地域の人に知ってもらうための情報発信が重要となります。さらに、商店街の特徴やイベント情報等の発信により、商店街のイメージアップやブランド力を向上させることが必要です。
- 効果的な情報発信ができるよう、消費者が利用するメディアの変化に配慮しながら、新しいメディアの活用や多言語での発信について目黒区商店街連合会等と連携して研究・検討していきます。

【具体的な取組】

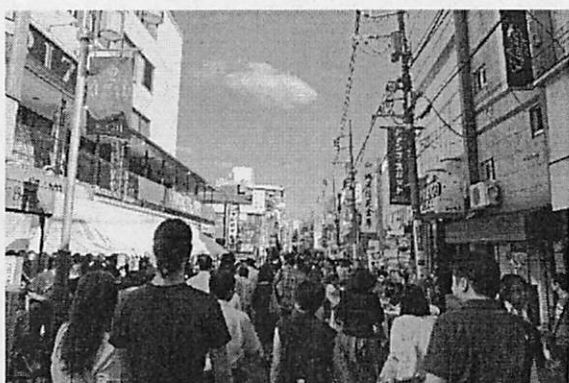
- ①**商店街のホームページ作成支援**…商店街や商店の魅力を発信するため、商店街が行うホームページの新規開設事業やリニューアル事業を推進するため、必要な支援を行います。
- ②**商店街イベント情報の発信**…商店街が行う、自然や歴史、文化など地域資源を活かした個性豊かなイベントについて、区の広報誌やホームページを活用して情報を発信します。
- ③**商店街マップの作成支援**…個性的でユニークな商店や店主を紹介する等、商店街マップは情報発信ツールとして大変有効と考えられることから、商店街マップ作成について支援を行います。



きたほんオータムフェスティバル
(大岡山北本通り商店街振興組合)



広小路ブロックパーティー2018
(自由が丘広小路会)



サンフェスタフェスティバル(旭会)

施策イ 暮らしを支える買い物環境の充実

取組の方向性(1) 安全・安心の維持・向上

- 「産業振興に関する意識調査」では、商店街がより利用されるようになるための取組として、安全・安心のコミュニティづくりやハード面での整備が必要との回答が2割を超えていました。
- こうしたことから、バリアフリー化、交通面での安全性確保、また地域のパトロールなどを継続して実施することで、安心して買い物ができる環境づくりに取り組んでいきます。

【具体的な取組】

- ①歩行者空間の安全確保…商店街を訪れる人が安全で楽しく買い物ができるよう、歩行者空間のカラー舗装整備や改良を行うとともに、違法駐車対策や荷捌き車両、違法二輪車対策を進めます。
- ②まちのルールづくりとその順守…商店街内では自転車を降りて通行するなど、その地域に必要なルールを商店街で働く事業者や住民自らで策定します。そして、そのルールの普及・啓発を通じて安全・安心な商店街づくりを推進します。
- ③安全・安心に暮らすための地域活動…商店街など地域でのゆるやかな見守り活動を行い、子どもたちや高齢者の安全・安心の確保に努めます。
- ④バリアフリーなどの推進…バリアフリーを推進するとともに、分かりやすく統一された案内表示板の設置や路面標示の設置を検討します。
- ⑤防犯カメラの整備支援…街頭における犯罪防止のため、商店街等での防犯カメラ設置に際し、設置経費の一部を補助します。

取組の方向性(2) ごみのない美しい商店街づくり

- 人が集まり、にぎわいがある商店街やその周辺は、一部の人によるごみやタバコのポイ捨てでまちの美観が損なわれているところもあります。そのため、環境問題全般に対する意識を高め、区民・事業者・区が協働して、ごみのない美しい商店街を目指します。

【具体的な取組】

- ①定期的な清掃活動とモラルの向上…「自分たちのまちは、自分たちできれいにする」という考え方のもと、区民・事業者・区が協働し、定期的な清掃活動を実施します。また、地域が一体となってポイ捨てをさせない雰囲気をつくりだし、まちの美観を保ちます。

施策ウ 商店会の組織力強化

取組の方向性(1) 商業者の連携・協力の促進等

- 商店街が充実した買い物環境の基盤となるとともに、商店街自体が固有の魅力を持つためには、商店街にある店舗の経営者や店主がまとまって行動できる組織が確立されていることが必要です。
- 一方、商店街イベントの実施など商店街がまとまった行動をとる場合には、店舗の経営者や店主個々の熱意と努力によるところが大きいことも事実です。そこで、商店街で働く商業者の連携・協力の関係をさらに力強いものにしていくための取組が重要です。
- そのような連携・協力体制は、個々の商店の努力では得られない商業上の効果もあると考えられることから、今後想定されている消費税率の引上げやその他の環境の変化への組織的な対応も期待できます。
- また、商店街で働く方は、町会・自治会等で地域活動の担い手にもなっている場合があることから、町会・自治会等の団体と商店会との相互協力及び連携への取組が重要です。

【具体的な取組】

- ①商店街で働く者同士の意見交換会や勉強会の実施…商店街が抱える課題の解決に向けて、他の商店街の成功事例やノウハウの共有など、商店街で働く者同士で意見交換や勉強会の実施などの取組を支援します。
- ②商店会運営に対する支援…廃業による店舗数の減少や商店会への加入率低下により、財務基盤が脆弱になっている商店会も見受けられることから、東京都等が実施する専門家派遣事業の活用を促すとともに、商店会運営への支援方法について検討を行います。
- ③商店会の法人化…対外的な信用力向上などを図るため、商店会の法人化を推進していきます。

取組の方向性(2) 次世代への継承の取組

- 商店街に長く根づいてきた商店も世代交代の時期を迎えています。このため、若い商店主に商店街活動を引き継いでいく必要が生じています。
- また、商店を引き継がずにテナントに移行した場合、そこを借りる店主はもとよりテナントオーナーも継続して、商店街活動に取り組むことが重要と考えます。
- さらに、若い商業者が商店会に加入し、商店街活動に関わることによって、商店街のより一層の活性化が見込まれます。そのためには商店会加入のメリットの明確化と周知にも取り組み、商店会への加入を促進していきます。

【具体的な取組】

- ①若手商業者の育成…若手商業者の育成ならびに商店会の担い手を増やすため、目黒区商店街連合会が実施する若手育成事業を支援します。
- ②商店会への加入促進…区が行う中小企業等の事業者向けの融資あっせん制度において、商店会加入者に対しては優遇利率を適用します。さらに、商店会では街路灯の整備やイベントの実施など、商店街全体の活性化のため様々な取組を行っており、商店会に加入した場合のメリットについて周知を図っていきます。

施策Ⅱ 相談体制の強化や情報共有等の充実

取組の方向性(1) 課題解決のための仕組みづくり

- ショッピングモールなどの大規模商業施設の進出やインターネットを利用した通信販売の拡大など中小の商業者を取巻く環境は、大変厳しいものになっています。また、経営環境が厳しさを増す中、店主の高齢化や後継者不足により商店数が減少し、さらに商店街への加入率も低下しています。
- 一方、商店街は地域住民の日々の生活を支えるという、欠かすことのできない重要な役割を担っています。地域で生活する人に必要とされる商店街が、今後も魅力を失わず輝き続けるため、商店街が抱える多くの課題を解決するための取組を行う必要があります。また、商店街を利用する立場から見ると、商店街におけるバランスのとれた業種の構成も重要です。
- 東京2020大会を契機としたインバウンド需要の増加が見込まれるため、これらの需要も取り込みながら商店街の活性化を図っていく必要があります。加えて、平成31(2019)年10月に予定されている消費税率の引上げや軽減税率制度について、適切に対応を図る必要があります。

【具体的な取組】

- ①巡回相談の実施…商店街運営の現状を詳しく分析し、潜在的な課題の抽出や商店街活性化に向けた計画策定など、課題解決に向けた取組の提案をアウトリーチ(出張形式)で行うため、商店街の実務を熟知した目黒区商店街連合会による巡回相談を実施します。
- ②懇談会や意見交換会の実施…定期的を実施する懇談会等を通じて、目黒区商店街連合会や商店会と課題の共有化を図ります。また、商店街関係者とともに課題解決に向けた取組をどのように推進していくかその方策を検討します。
- ③専門家派遣…商店会運営や商店の経営で課題が見つかった場合には、中小企業診断士等の専門家を商店街や商店に派遣します。
- ④融資制度等による事業承継の支援(再掲)…事業承継に必要な資金について、優遇利率の新設等、融資を行う制度を検討・提供し、円滑な事業承継を支援します。
- ⑤商店街起業・承継支援(再掲)…東京都が実施する商店街での開業や事業承継に対する支援について、東京都と連携・協力して周知等を図っていきます。
- ⑥バランスのとれた業種の構成及び配置の検討…商店街にない業種の商品やサービスを既存店舗で提供することや店舗自体の誘致など、高齢化社会において懸念される買い物弱者への配慮も含め、バランスのとれた業種の構成や配置に対する支援について検討を行います。
- ⑦良質な生鮮食品等の提供…良質な食肉類及び米穀類を廉価で提供する事業を支援することにより、これらを販売する小売店の振興を図ることをもって、商店街の活性化を推進します。
- ⑧公衆浴場への支援強化…公衆浴場の減少が続いていますが、公衆浴場は人の集まる大切な場であり、コミュニティ形成の面からも重要な施設であると言えます。区内公衆浴場の転廃業の防止と確保、さらには経営の安定化と振興を図るため、公衆浴場の需要喚起事業や設備改修に対する支援を強化していきます。
- ⑨商店会への情報提供…区をはじめ、国や東京都が実施する商店街向けの補助事業等の情報について、ICTを活用するなどして時期を逸することなく確実に商店会に周知するよう努めます。

- ⑩インバウンド需要の取り込み…東京2020大会を契機としたインバウンド需要を取り込むため、外国語対応等の取組を支援します。
- ⑪消費税率の引上げ及び軽減税率制度への対応…消費税率の引上げ後に予想される消費の落ち込みや軽減税率制度への対応を検討します。

※「商店会」は、商店街振興組合及び商店街協同組合を含みます。

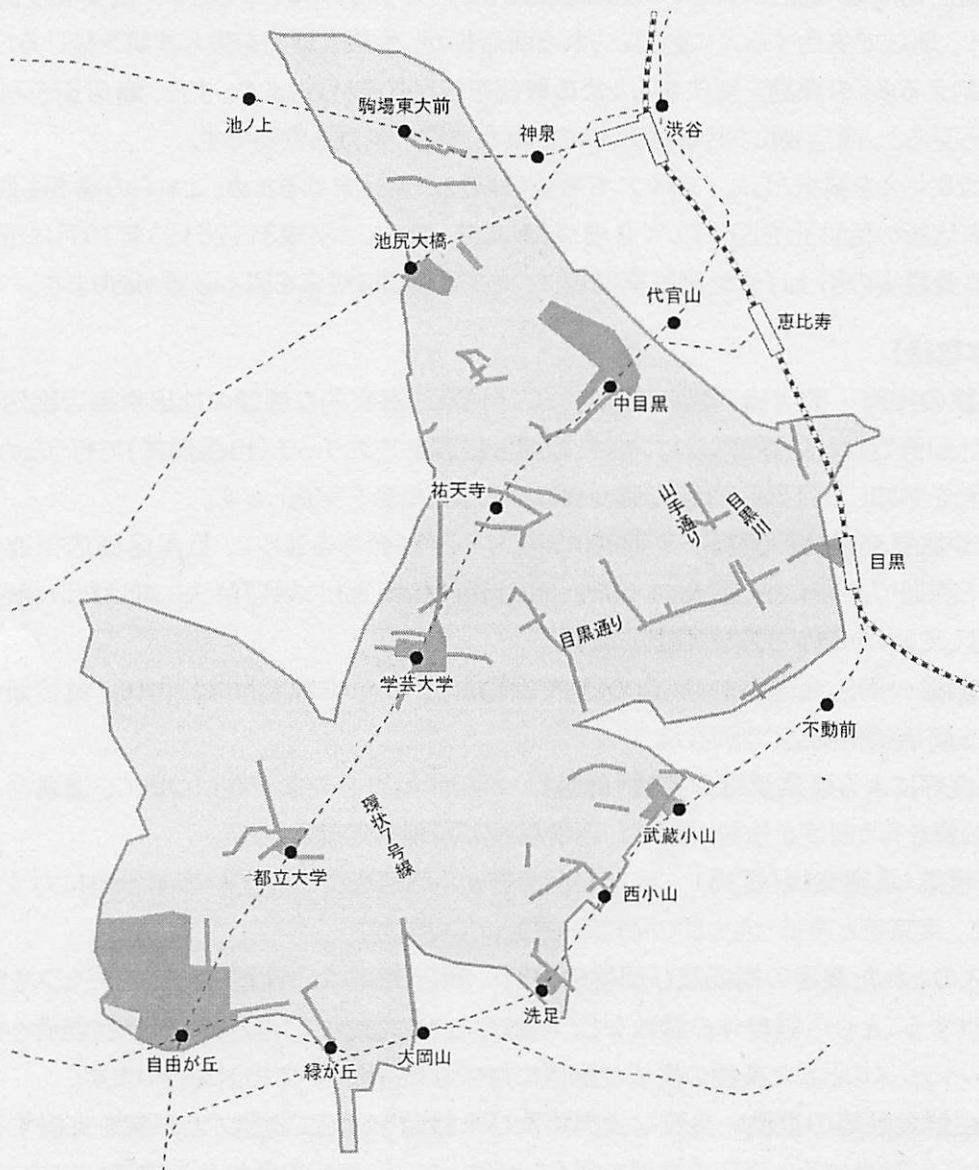


図 区内商店街の立地

方針5 地域資源を活かしたまちの魅力の向上

- 区では、平成27(2015)年3月に目黒区観光ビジョンを改定し、この中で人々の心を豊かにし、まちの活力を高めることを目標に、区民、事業者、区が連携・協力し、地域の歴史や文化、産業、自然などさまざまな観光資源を活かしながら、人々の交流を促進し、にぎわいと活力あふれるまち、文化の香り高いまちを実現する観光まちづくりを推進することとしました。
- 観光を通して区民同士、区民と来訪者など様々な立場の人が連携・協力しながら、区の新たな観光資源を発掘し、地域資源を活かした「ふれあいと活力のあるまち」の実現を目指します。
- 観光については、飲食業や小売業・製造業(土産品)、宿泊業、鉄道・バス・タクシーなどの運輸業など様々な産業に経済的な波及効果をもたらすとともに、地域文化の振興やまちのイメージアップ、定住促進など、まちの魅力そのものを向上させることが期待されることから、産業振興の観点からも積極的に取り組んでいく必要があります。
- 東京2020大会への機運醸成とも関連付けながら、まちの魅力をレガシーとして形成し、大会終了後も強みとして活かしていくことを目指します。

施策ア まちの魅力に触れる機会の創出

取組の方向性(1) 観光案内の充実

- 訪れた人が、区の魅力に触れ、楽しめるよう観光案内機能を充実します。

【具体的な取組】

- ①観光案内窓口の設置・運営…東京都から貸与されたデジタルサイネージを活用し、観光案内を行います。
- ②めぐろ観光まちづくり協会ホームページの充実…めぐろ観光まちづくり協会のホームページを多言語化するなど情報提供の充実に努め、区の観光の魅力を積極的に発信します。

取組の方向性(2) 地域資源のPR

- 区の歴史や有形・無形の文化財、芸術・文化・スポーツ施設、目黒川の桜などの自然、おしゃれな専門店、特徴あるスイーツの店、楽しい商店街など、地域の様々な魅力が伝わるよう積極的にPRします。

【具体的な取組】

- ①各種冊子やパンフレット等の作成・発行…区内に多い坂道を歩くガイドブックや、みどりを散策しながら散歩するコースガイド、区の歴史資料を収録した冊子、さくらMAPなどを作成・発行し、歴史や文化、特徴ある場所などの情報を発信します。
- ②商店街のホームページ作成支援(再掲)…商店街や商店の魅力を発信するため、商店街が行うホームページの新規開設事業やリニューアル事業を後押しするとともに、必要な支援を行います。
- ③様々な主体が実施するイベント情報の発信…区が実施するイベントをはじめ、商店街イベントなど事業者が実施するイベントや、地域住民が実施する個性豊かなイベントについて、広報誌やホームページを活用して情報を発信します。

取組の方向性(3) 地域資源を活かした個性豊かなイベントの実施

○商店街イベントの支援を含め、自然や歴史、文化など地域資源を活かした個性豊かなイベントの実施により、まちのにぎわいを創出するとともに、まちのイメージアップや目黒区のブランド化を図ります。

【具体的な取組】

- ①様々なイベントの実施・支援…区民まつりやお菓子をテーマにしたイベント、国際交流のイベント、ものづくりに関するイベント、地域のシンボルにまつわるイベント、桜や川など自然を活かしたイベントなどを実施・支援します。



もみじまつり(祐天寺みよし通り商店会)

施策イ 訪れたいまちづくり

取組の方向性(1) 快適にまち歩きができる都市空間の形成

○地域の住民や団体、事業者、区などのこれまでの取組により、区内には、人気のスポットやエリアが多くあります。引き続き美しいまち並みを維持向上させ、訪れた人が快適なまち歩きができるよう取り組みます。

【具体的な取組】

- ①良好な都市景観の形成…景観計画に基づき愛着が生まれる細やかな景観づくりを進めるとともに違法な屋外広告物の除去や放置自転車対策、落書き対策等のまちの環境美化に取り組みます。
- ②みどりの保全・創出…みどりの基本計画に基づきみどりの保全・創出・育成に取り組みます。
- ③定期的な清掃活動とモラルの向上(再掲)…「自分たちのまちは、自分たちできれいにする」という考え方のもと、区民・事業者・区が協働し、定期的な清掃活動を実施します。また、地域が一体となってポイ捨てをさせない雰囲気をつくりだし、まちの美観を保ちます。
- ④バリアフリーなどの推進(再掲)…バリアフリーを推進するとともに、分かりやすく統一された案内表示板の設置や路面標示の設置を検討します。

取組の方向性(2) 訪れる人の利便性向上

○外国人観光客はじめ、目黒区を初めて訪れた人や数回しか訪れたことのない人は、魅力的な場所がどこにあるのかが分かりません。また、行きたい場所への移動手段も限られています。そこで、スマートフォンなどの情報機器ができるだけ利用可能になるよう環境を整備するとともに、移動手段を拡充するための取組を推進します。

【具体的な取組】

- ①公衆無線LANの整備…来街者の受け入れ環境整備のため、交通・観光拠点を中心にモバイル端末等を通じて誰もが無償でインターネットに接続できる環境を整備します。
- ②自転車シェアリング事業…買い物、観光などで訪れた人の利便性向上等のため、実証実験による自転車シェアリングを導入します。

第5章 ビジョンの推進にあたって

1 推進体制

(1) 庁内の横断的な取り組み

本ビジョンの推進にあたっては、区内部においては産業やまちづくりに係わる総合的な行政運営となるため、庁内の様々な関係課の連携が必要になります。このため、産業やまちづくりに係わる関連情報の共有や情報提供、計画や事業にあたっての相互調整など、庁内の横断的な体制を確立した取組が可能となるよう努めます。

(2) 国、東京都、その他関係機関との連携

国や東京都の産業施策との連携を図りながら進めるとともに、財源の確保や制度の改善のために必要な事項に関する要望を国や東京都に対し行っています。

(3) 区内や周辺の大学などとの連携

大学の地域における知的拠点としての重要性がますます高まってきており、このため大学との連携を積極的に進め大学内の知的資産や人材などを活用することにより、区の産業施策の推進や人材育成、目黒区独自のブランドの創出などに向けた取り組みを進めます。

(4) 区内の様々な組織との連携

従来から目黒区は、区内の経済団体、商店会、事業者等との会議などにより、中小企業等の事業者や商店街と連携を図りながら産業振興を進めてきましたが、今後もより一層、連携を強化するよう努めます。

2 ビジョンの評価方法

(1) 本ビジョンの進行管理

本ビジョンに基づく産業施策の進捗状況については、毎年度、施策担当に取組状況と課題、来年度の実施予定について確認し、進捗を管理します。

(2) 本ビジョンの見直し

本ビジョンは、平成40(2028)年度までの10年間を見据えたものですが、社会情勢や地域における産業環境の変化などによって新たな対応が必要となる場合は、進捗状況検証の結果などを踏まえ見直しを行います。

具体的な取組一覧

方針1 地域産業の担い手の育成・確保

取組名	内容
施策ア 地域産業の担い手となる人材の確保	
取組の方向性(1) 就労意欲のある区民と事業所のマッチング	
就労支援の推進	就労を希望する若者、中高年齢者、女性、生活困窮者、障害者、外国人等を対象に、就労相談、ハローワークと連携した職業紹介、就労に関するセミナーを開催するなど支援を行います。
就労支援機関と連携した人材マッチングの推進	ハローワークなど就労支援機関との連携をさらに強め、シニア世代の他、若者、女性など様々な人材が区内事業所で働くことができるよう求職者と求人企業のマッチングを進め、就労機会の充実とともに求人企業の人材確保に努めます。
職業・職場体験の促進	国が新たに行う予定の創業機運醸成事業の活用を視野に入れて、区立中学校における職場体験、職業観の育成、区内事業所への理解・関心の向上などに取り組み、多くの事業所が容易にインターンシップを受け入れることのできる体制の構築を目指します。
取組の方向性(2) 職場環境の充実	
職場環境・雇用条件の整備	ワーク・ライフ・バランスの推進や労働関係法令の周知に努めるとともに、事業所に対し、職場の環境整備や労働条件の向上に要する経費の助成制度等を紹介し、利用促進を図ります。
勤労者の生活の安定・向上	中小企業等に勤務する勤労者の生活安定・余暇活動・健康増進のため、関係団体等と連携し、福利厚生の実施を図るとともに、知識・教養の向上のための事業を実施します。
顕彰制度の充実	中小企業等の魅力発信やイメージアップ、理解促進のため、従来の顕彰制度に加え、環境をテーマとした取組や、障害者雇用などを対象とする顕彰制度の実施などを検討します。
施策イ 良質な人材や技術者の育成	
取組の方向性(1) 研修機会等の充実	
研修の推進	技術者のスキルアップを図る研修などの活動に対して支援を行います。また、区内中小企業等の事業者や、その従業員を対象とした研修会を実施するとともに、国や東京都が行う研修開催の周知に努めます。
優良企業等の視察	目黒区産業連合会と共催し、優良企業や工場などの見学会を行い、技能継承者のスキルアップを図ります。
担い手の確保	社内で蓄積された技術の継承に悩む中小企業等の事業者が将来における事業の担い手を確保できるよう、研修ノウハウの提供等の支援を行います。

取組名	内容
取組の方向性(2) 事業承継の支援	
融資制度等による事業承継の支援	事業承継に必要な資金について、優遇利率の新設等、融資を行う制度を検討・提供し、円滑な事業承継を支援します。
相談窓口の充実	中小企業診断士による経営相談を通じて、事業承継、経営改善、事務の効率化等についての支援を行います。
国、東京都等との連携による支援	東京都中小企業振興公社、東京都事業引継ぎ支援センター、金融機関等との連携を検討していきます。
事業承継に関する情報提供	国等が行う事業承継に関する支援事業について、事業承継を検討する事業者へ情報提供を行うとともに、事業者のニーズに沿った支援を行います。

方針2 地域産業の維持・発展

取組名	内容
施策ア 企業経営の安定・強化	
取組の方向性(1) 経営改善の支援	
融資制度の充実	融資のあっせんにより日常の資金繰りを支援するとともに、一定期間業績の悪化した事業者がある場合は、より低利な融資のあっせんを行います。
相談窓口の充実(再掲)	中小企業診断士による経営相談を通じて、事業承継、経営改善、事務の効率化等についての支援を行います。
国や東京都などの経営支援に関わる制度の情報提供	中小企業等の経営を支援するため、信用保証や各種融資制度など、国や東京都及び各種団体の制度を有効に活用できるよう、情報を収集し提供に努めます。
取組の方向性(2) 経営の悪化防止	
専門家の派遣	企業経営の悪化防止のためビジネス・サポート事業として、中小企業診断士を派遣し、経営改善の取組をサポートします。
受発注の相談	経営状況の改善のため、相談員が区内の中小企業等の事業者を巡回し、受発注の相談を行います。
取組の方向性(3) 経営強化のための支援	
経営セミナーなどへの参加促進	区内中小企業等の経営者に向けた各種の経営セミナーを継続し、その情報を一層周知するよう努めます。
国際規格等の取得支援	ISO等の国際規格やプライバシーマーク等の諸制度を活用するための支援として、認証取得費用の助成を行うとともに、取得を促すための情報提供や啓発、さらに取得するまでに要する手続きに対してアドバイスなどの支援を行います。
災害対応力の向上	安定した営業の継続や受注の確保ができるよう、大規模災害などの非常時対応力を高めるため、BCPの普及に努めます。

取組名	内容
施策イ ビジネス機会の創出	
取組の方向性(1) 販路拡大・市場開拓の支援	
各種展示会出展の支援	事業者が販路拡大の機会を得るために、各種展示会への自社製品の出展について支援を行います。
広域連携	周辺区の製造業関連団体との交流機会への参加を促進する等、区外の事業者との関係構築の支援に努めます。
新市場の創造	技術や技能の転用による環境等の取組、デザイン力を向上させる取組、またそれに伴う事業者間の提携など、新分野を創出しようとする取組について支援を検討し、新しい顧客や市場が生まれることを促します。
区内事業者の育成と活性化	区内事業者の育成・活性化のため、区内事業者が優先して競争入札に参加できる機会を確保するとともに、目黒区公契約条例の趣旨も踏まえ、公契約に係る工事の下請契約等における区内事業者の活用の推進に努めます。
取組の方向性(2) 事業者の情報発信支援	
ホームページの充実	区内の製造業者の情報を提供する「目黒区製造業ナビ/MM-Navi (Meguro Makers Navi)」については、受発注相談員による情報収集や創業支援を受けた事業者から情報提供を受ける等、事業者の情報収集方法を検討し、常に最新の情報が掲載されるよう充実に図ります。
様々な業種における企業情報データベースの構築	「目黒区製造業ナビ」の運用方法の確立とともに、製造業に限らず、様々な業種を対象に企業情報データベースの構築について、国や東京都の事業の活用も含め、区内事業者の情報発信について検討していきます。
取組の方向性(3) 事業者の交流促進	
異業種交流の促進	創業塾修了者などに異業種交流団体を紹介するなど、既存の異業種交流会の充実に図ります。また、新規メンバーの呼び込みなど次代を担う若手の交流機会の創出や新たなグループの育成などに対して支援を行います。
分野横断的な連携の機会づくり	異業種や異分野の連携が、競争力や付加価値の高い産業づくりの中核的な役割を果たしていくことも想定されます。このため、産業に関わる多様な連携の機会づくりについて検討します。
地域社会との交流等、事業者のCSR活動の促進	現在実施している商工まつりを継続して実施するとともに、その他の支援も検討し、事業者と地域の交流を図ります。
施策ウ 都市農業の保全・育成	
取組の方向性(1) 区内農業の認知向上	
区内農地の保全と魅力の向上	環境保全や貴重な都市空間の確保といった面からも区内農地の魅力を高める必要があります。区では目黒区農業振興運営協議会が中心的な役割を担っており、収穫体験農園等により、都市農地の大切さや自然に触れ合う場を提供します。また、農産物品評会及び即売会を実施し、区内農業について広く区民への周知等に努めます。

取組名	内容
都市農業への理解を深める取組	都市農地を保全することの重要性について周知するため、世田谷目黒農業協同組合と世田谷区との協働によるイベントや、都内の自治体で構成する都市農地保全推進自治体協議会におけるフォーラムの開催等、区民への啓発活動に努めていきます。
取組の方向性(2) 農業経営に対する支援	
都市農業活性化支援事業による支援	農業の活性化のため、収益性の高い農業を展開するために必要な施設を整備して経営力を強化する取組に対する支援や、目黒区農業振興運営協議会を中心とする区内農業経営者により運営される収穫体験事業に対する支援を行います。
地産地消の推進	区民に対して区内農業のPRを行い、地産地消に関心のある区民の需要を喚起しながら、農業者を支援していきます。
都市農地保全に係る制度改正の周知等	農業者の減少・高齢化が進む中、都市農地の保全や多面的な機能を発揮するために、都市農地の貸借が円滑に行われるよう都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定されました。この制度を活用できるよう制度の周知等を図っていきます。
取組の方向性(3) 農業の担い手の育成	
農業の担い手支援	区内農業を維持・継続できるよう、農業の担い手からの相談への対応や助成金の活用による支援などを関係機関と連携しながら実施していきます。

方針3 事業者の更なる成長促進

取組名	内容
施策ア 区内資源を活用した事業創出	
取組の方向性(1) 産学連携の促進	
産学交流の推進	区内大学が開催する産学交流機会の情報提供を行います。特に関心のある層への働きかけが効果的に行えるよう、情報発信を工夫します。
産学交流の拡大	産学交流について、事業者のニーズと大学などからの支援ニーズを把握しマッチングを進めます。さらに、様々な機会を捉えて交流の場を設けます。
産学連携の推進	中小企業等の事業者が製品改良や研究開発を大学等と共同で行う研究に対して支援を行います。
技術開発の推進	中小企業等の事業者の新製品、新技術開発に対して支援を行います。
施策イ 創業・起業の促進	
取組の方向性(1) 創業・起業の支援	
創業塾の開催	起業・創業のノウハウを学び、実際にビジネスを立ち上げるための支援を行う講座を開催し、起業・創業を促します。現在の講座を継続していきながら、ニーズに応じて講座内容を検討していきます。
起業手続きに関するアドバイス	起業に至る行政手続きや商法の規制、税などに関するアドバイスを行い、起業・創業を促します。

取組名	内容
取組の方向性(2) 創業者・起業家の定着支援	
起業向けスペース情報の充実	創業者・起業家が賃貸スペースを希望する場合、民間企業の入居者募集情報を提供する等の支援を検討し、区内に定着する創業者・起業家を増やします。
助成制度の充実	創造的かつ創意工夫に満ちた事業活動を促進し、区内産業の健全な発展に資することを目的として、創業・起業に必要な経費の一部を補助します。
融資制度の充実(再掲)	融資のあっせんにより日常の資金繰りを支援するとともに、一定期間業績の悪化した事業所がある場合は、より低利な融資のあっせんを行います。

方針4 魅力にあふれた商店街づくり

取組名	内容
施策ア 活気ある商店街づくりの推進	
取組の方向性(1) 個性豊かなイベントの実施	
商店街イベントの実施	自然や歴史、文化など地域資源を活かした個性豊かな商店街イベントの実施を支援することで、商店街のにぎわいを生み出し、ブランドづくりにつなげます。
取組の方向性(2) 商店街施設の整備等	
商店街街路灯の整備等	環境に配慮したLED街路灯の設置や統一看板の設置、通りに面した壁面の整備、老朽化した街路灯やアーチ等の撤去、公衆無線LANの整備、外国人観光客受入のための施設や設備の設置などを支援します。
行政課題解決への取組	環境負荷の低減や防災・防犯、国際化への対応等、都区が直面する行政課題の解決につながる商店会の取組を支援します。
地区計画事業の推進	地区計画で掲げた事業を着実に実施することでその地区のまちづくりを推進し、併せて商店街の活性化を図ります。
取組の方向性(3) 新規出店等の支援	
若手・女性の商店街出店支援	東京都が実施する若手や女性の新規出店者に対する支援について、東京都と連携・協力して周知等を図っていきます。
取組名	内容
取組の方向性(4) 商店街の魅力の発信	
商店街のホームページ作成支援	商店街や商店の魅力を発信するため、商店街が行うホームページの新規開設事業やリニューアル事業を推進するため、必要な支援を行います。
商店街イベント情報の発信	商店街が行う、自然や歴史、文化など地域資源を活かした個性豊かなイベントについて、区の広報誌やホームページを活用して情報を発信します。

取組名	内容
商店街マップの作成支援	個性的でユニークな商店や店主を紹介する等、商店街マップは情報発信ツールとして大変有効と考えられることから、商店街マップ作成について支援を行います。
施策イ 暮らしを支える買い物環境の充実	
取組の方向性(1) 安全・安心の維持・向上	
歩行者空間の安全確保	商店街を訪れる人が安全で楽しく買い物ができるよう、歩行者空間のカラー舗装整備や改良を行うとともに、違法駐車対策や荷捌き車両、違法二輪車対策を進めます。
まちのルールづくりとその順守	商店街内では自転車を降りて通行するなど、その地域に必要なルールを商店街で働く商業者や住民自らが策定します。そして、そのルールの普及・啓発を通じて安全・安心な商店街づくりを推進します。
安全・安心に暮らすための地域活動	商店街など地域でのゆるやかな見守り活動を行い、子どもたちや高齢者の安全・安心の確保に努めます。
バリアフリーなどの推進	バリアフリーを推進するとともに、分かりやすく統一された案内表示板の設置や路面標示の設置を検討します。
防犯カメラの整備支援	街頭における犯罪防止のため、商店街等での防犯カメラ設置に際し、設置経費の一部を補助します。
取組の方向性(2) ごみのない美しい商店街づくり	
定期的な清掃活動とモラルの向上	「自分たちのまちは、自分たちできれいにする」という考え方のもと、区民・事業者・区が協働し、定期的な清掃活動を実施します。また、地域が一体となってポイ捨てをさせない雰囲気をつくりだし、まちの美観を保ちます。
施策ウ 商店会の組織力強化	
取組の方向性(1) 商業者の連携・協力の促進等	
商店街で働く者同士の意見交換会や勉強会の実施	商店街が抱える課題の解決に向けて、他の商店街の成功事例やノウハウの共有など、商店街で働く者同士で意見交換や勉強会の実施などの取組を支援します。
商店会運営に対する支援	廃業による店舗数の減少や商店会への加入率低下により、財務基盤が脆弱になっている商店会も見受けられることから、東京都等が実施する専門家派遣事業の活用を促すとともに、商店会運営への支援方法について検討を行います。
商店会の法人化	対外的な信用力向上などを図るため、商店会の法人化を推進していきます。
取組の方向性(2) 次世代への継承の取組	
若手商業者の育成	若手商業者の育成ならびに商店会の担い手を増やすため、目黒区商店街連合会が実施する若手育成事業を支援します。
商店会への加入促進	区が行う中小企業等の事業者向けの融資あっせん制度において、商店会加入者に対しては優遇利率を適用します。さらに、商店会に加入した場合のメリットについて周知を図っていきます。

取組名	内容
施策エ 相談体制の強化や情報共有等の充実	
取組の方向性(1) 課題解決のための仕組みづくり	
巡回相談の実施	商店街運営の現状を詳しく分析し、潜在的な課題の抽出や商店街活性化に向けた計画策定など、課題解決に向けた取組の提案をアウトリーチ(出張形式)で行うため、商店街の実務を熟知した目黒区商店街連合会による巡回相談を実施します。
懇談会や意見交換会の実施	定期的実施する懇談会等を通じて、目黒区商店街連合会や商店会と課題の共有化を図ります。また、商店街関係者とともに課題解決に向けた取組をどのように推進していくかその方策を検討します。
専門家派遣	商店会運営や商店の経営で課題が見つかった場合には、中小企業診断士等の専門家を商店街や商店に派遣します。
融資制度等による事業承継の支援(再掲)	事業承継に必要な資金について、優遇利率の新設等、融資を行う制度を検討・提供し、円滑な事業承継を支援します。
商店街起業・承継支援(再掲)	東京都が実施する商店街での開業や事業承継に対する支援について、東京都と連携・協力して周知等を図っていきます。
バランスのとれた業種の構成及び配置の検討	商店街にない業種の商品やサービスを既存店舗で提供することや店舗自体の誘致など、高齢化社会において懸念される買い物弱者への配慮も含め、バランスのとれた業種の構成や配置に対する支援について検討を行います。
良質な生鮮食品等の提供	良質な食肉類及び米穀類を廉価で提供する事業を支援することにより、これらを販売する小売店の振興を図ることをもって、商店街の活性化を推進します。
公衆浴場への支援強化	公衆浴場の減少が続いていますが、公衆浴場は人の集まる大切な場であり、コミュニティ形成の面からも重要な施設であると言えます。区内公衆浴場の転廃業の防止と確保、さらには経営の安定化と振興を図るため、公衆浴場の需要喚起事業や設備改修に対する支援を強化していきます。
商店会への情報提供	区をはじめ、国や東京都が実施する商店街向けの補助事業等の情報について、ICTを活用するなどして時期を逸することなく確実に商店会に周知するよう努めます。
インバウンド需要の取り込み	東京2020大会を契機としたインバウンド需要を取り込むため、外国語対応等の取組を支援します。
消費税率の引上げ及び軽減税率制度への対応	消費税率の引上げ後に予想される消費の落ち込みや軽減税率制度への対応を検討します。

方針5 地域資源を活かしたまちの魅力の向上

取組名	内容
施策ア まちの魅力に触れる機会の創出	
取組の方向性(1) 観光案内の充実	
観光案内窓口の設置・運営	東京都から貸与されたデジタルサイネージを活用し、観光案内を行います。
めぐろ観光まちづくり協会ホームページの充実	めぐろ観光まちづくり協会のホームページを多言語化するなど情報提供の充実に努め、区の観光の魅力を積極的に発信します。
取組の方向性(2) 地域資源のPR	
各種冊子やパンフレット等の作成・発行	区内に多い坂道を歩くガイドブックや、みどりを散策しながら散歩するコースガイド、区の歴史資料を収録した冊子、さくらMAPなどを作成・発行し、歴史や文化、特徴ある場所などの情報を発信します。
商店街のホームページ作成支援(再掲)	商店街や商店の魅力を発信するため、商店街が行うホームページの新規開設事業やリニューアル事業を後押しするとともに、必要な支援を行います。
様々な主体が実施するイベント情報の発信	区が実施するイベントをはじめ、商店街イベントなど事業者が実施するイベントや、地域住民が実施する個性豊かなイベントについて、広報誌やホームページを活用して情報を発信します。
取組の方向性(3) 地域資源を活かした個性豊かなイベントの実施	
様々なイベントの実施・支援	区民まつりやお菓子をテーマにしたイベント、国際交流のイベント、ものづくりに関するイベント、地域のシンボルにまつわるイベント、桜や川など自然を活かしたイベントなどを実施・支援します。
施策イ 訪れたいくなるまちづくり	
取組の方向性(1) 快適にまち歩きができる都市空間の形成	
良好な都市景観の形成	景観計画に基づき愛着が生まれる細やかな景観づくりを進めるとともに違法な屋外広告物の除去や放置自転車対策、落書き対策等のまちの環境美化に取り組めます。
みどりの保全・創出	みどりの基本計画に基づきみどりの保全・創出・育成に取り組めます。
定期的な清掃活動とモラルの向上(再掲)	「自分たちのまちは、自分たちできれいにする」という考え方のもと、区民・事業者・区が協働し、定期的な清掃活動を実施します。また、地域が一体となってポイ捨てをさせない雰囲気をつくりだし、まちの美観を保ちます。
バリアフリーなどの推進(再掲)	バリアフリーを推進するとともに、分かりやすく統一された案内表示板の設置や路面標示の設置を検討します。
取組の方向性(2) 訪れる人の利便性向上	
公衆無線LANの整備	来街者の受け入れ環境整備のため、交通・観光拠点を中心にモバイル端末等を通じて誰もが無償でインターネットに接続できる環境を整備します。
自転車シェアリング事業	買い物、観光などで訪れた人の利便性向上等のため、実証実験による自転車シェアリングを導入します。

資料編

資料1 目黒区中小企業振興基本条例

平成12年3月
目黒区条例第11号

目黒区中小企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、目黒区(以下「区」という。)の産業において重要な地位を占める中小企業の振興に関する基本的事項を定め、その基盤の強化及び健全な発展を促進することにより、中小企業の振興を図り、もって調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項各号に規定する規模及び業種の企業をいう。
 - (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体並びに商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びにこれらに準ずる団体で区長が特に認めるものをいう。
 - (3) 商店会 中小企業団体のうち、小売業等が集積している地域(以下「商店街」という。)で活動している団体をいう。
- (一部改正〔平成17年条例9号〕)

(基本方針)

第3条 中小企業の振興については、区民生活と産業が共生する豊かで活力のある地域社会の実現を目標に、中小企業自らの創意工夫と自助努力を尊重するとともに、その特性に応じた総合的な施策を企業、区民及び区が一体となって推進することを基本とする。

(区の責務)

第4条 区は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を基本的施策として、中小企業の振興に努めなければならない。

- (1) 中小企業の経営の安定及び改善
- (2) 中小企業の振興に寄与する地域環境の整備及び改善
- (3) 中小企業の従事者の福利厚生の上向
- (4) 中小企業を担う人材の育成
- (5) 中小企業に関する調査並びに情報の収集及び提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 区は、前項の基本的施策を実施するに当たっては、消費生活の向上に配慮しつつ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)財政その他の措置

(2)小規模企業(法第2条第5項に規定する規模の企業をいう。)及びその従事者に対する必要な配慮

(3)国その他の関係機関と協力して施策の推進を図ること並びに必要に応じてこれらの機関に施策の充実及び改善を要請すること。

(中小企業者等の努力等)

第5条 中小企業を営む者及び中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、経営の革新、創造的な事業活動の推進、人材の育成、従業員の福利厚生の実施等のための自主的な努力を払うとともに、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び消費者の安全確保に十分な配慮をするものとする。

(商店街において小売業等を営む者等の努力等)

第6条 商店街において小売業等を営む者は、地域社会の一員としての責務を自覚し、商店街の振興に相互に協力して取り組むとともに、次に掲げる事項を行うように努めるものとする。

(1)自らの意思又は商店会からの要請により、商店会への加入等を行うこと。

(2)商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担を行うこと。

2 商店会は、前項各号に掲げる事項に関し、商店街において小売業等を営む者の協力を得るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(追加〔平成17年条例9号〕)

(区民等の理解及び協力)

第7条 区民及び区内の産業にかかわる者は、中小企業の振興が区民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するように努めるものとする。

(一部改正〔平成17年条例9号〕)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(一部改正〔平成17年条例9号〕)

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月15日条例第9号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

資料2 「目黒区産業振興ビジョン」策定経過

(1)目黒区産業振興ビジョン改定懇話会

年度	開催回	開催日	議題
平成29年度	第1回	平成29年9月27日	○目黒区産業振興ビジョンの実施状況について ○目黒区の産業に関するデータ集 概要について ○意識調査について
	第2回	平成29年12月20日	○「目黒区産業振興ビジョン」施策毎の取組実績と今後の方向性 ○産業振興に関する意識調査報告書(速報版)について
	第3回	平成30年3月27日	○産業振興に関する意識調査報告書について ○産業振興ビジョン改定にあたっての課題整理について
平成30年度	第1回	平成30年5月28日	○区内事業所等へのヒアリングについて ○目黒区産業振興ビジョンの課題整理と新しい施策体系の基本的な考え方
	第2回	平成30年10月2日	○区内事務所等へのヒアリング結果について ○目黒区産業振興ビジョン骨子案について
	第3回	平成30年11月15日	○区内事務所等へのヒアリング結果について ○目黒区産業振興ビジョン改定素案(案)について
	第4回	平成31年1月30日	○目黒区産業振興ビジョン改定案について

(2)パブリックコメント

実施概要

- 募集期間:平成30年12月5日～平成31年1月11日
- 件数:26件(提出者:個人2、議会2)

提出意見と検討結果

対応区分	内容	件数	割合
1	ご意見の趣旨に沿い、改定案に反映します。	5件	19.2%
2	ご意見の趣旨は素案に取り上げており、その趣旨に沿って計画を推進します。	7件	26.9%
3	改定案には取り上げませんが、事業運営の中でご意見の趣旨に沿って努力します。	9件	34.6%
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題であると考えます。	3件	11.6%
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	2件	7.7%
6	その他(1～5のいずれにも該当しないもの)	0件	0%
合計		26件	100%

資料3 目黒区産業振興ビジョン改定懇話会委員設置要綱

目黒区産業振興ビジョン改定懇話会要綱

制定 平成 29 年5月 31 日付け目区産第 835 号

(目的)

第1条 目黒区産業振興ビジョン(以下「ビジョン」という。)の改定に際し、目黒区における産業振興のあり方について多様な分野から意見を聴くため、目黒区産業振興ビジョン改定懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) ビジョンの改定に係る基本的な考え方及びその実現に向けた具体的な取組について
- (2) その他区の産業振興に関すること。

(構成)

第3条 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、区長が選任する者 25 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内産業団体の構成員
- (3) 金融機関の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

(会長)

第4条 懇話会に会長を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故等があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(召集)

第5条 懇話会は、会長が招集する。

(任期)

第6条 会長及び委員の任期は、選任の日から2年以内とする。

(専門部会)

第7条 特に専門的知識を要する事項その他の特定の事項(以下「特定事項」という。)を検討するため、必要に応じて専門部会を開催することができる。

2 専門部会の部会長及び部会員は、第3条に定める委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第8条 懇話会及び専門部会の庶務は、産業経済部産業経済・消費生活課が担当する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

2 目黒区産業戦略会議設置要綱(平成 14 年4月 15 日付け目区産第 66 号)は廃止する。

資料4 目黒区産業振興ビジョン改定懇話会委員名簿

	氏名 (五十音順)	所属等	備考
学識経験者	因幡 和晃	東京工業大学准教授	
	岩井 善弘	産業能率大学副学長	会長代理
	黒瀬 直宏	嘉悦大学教授	会長
区内産業団体	奥角 勝	(株)ジェイ・スピリット	
	柏井 栄一	東京中小企業家同友会目黒支部	
	小杉 衛	目黒区農業振興運営協議会	
	諏訪 尊	目黒区商店街連合会	
	相馬 熊郎	東京商工会議所目黒支部	平成29年9月1日 から平成29年11 月30日まで
	金井 文隆	東京商工会議所目黒支部	平成29年12月1 日から平成30年3 月31日まで
	柳本 満生	東京商工会議所目黒支部	平成30年度より
	團村 守男	(一社)目黒区産業連合会	
	引地 大介	(公社)東京青年会議所目黒区委員会	
	平江 良成	東京急行電鉄(株)	
関係団体	佐々木 泰	(特非)目黒中小企業診断士会	
	高野 浩一	東京都社会保険労務士会目黒支部	
	日比野 恵子	目黒区消費者グループ連絡会	
金融機関	金阿彌 和彦	目黒区しんきん協議会	
関係行政機関	後藤 了	東京都労働相談情報センター大崎事務所	
	原島 浩一	東京都中央農業改良普及センター	

任期:平成29年9月1日～平成31年3月31日

資料5 産業振興に関する意識調査 実施概要

(1)調査名称

産業振興に関する意識調査

(2)調査目的

平成30年度末に予定している「目黒区産業振興ビジョン」の改定に際して、区内産業のより一層の振興を図るため、区民の消費行動やニーズを把握するとともに、事業所の実態や要望を知るためにアンケート調査を実施しました。

(3)調査対象

①産業振興に関する区民意識調査(略称:区民意識調査)

目黒区に住民登録をしている満18歳以上の方から無作為に2,000人を抽出

②産業振興に関する事業所意識調査(略称:事業所意識調査)

「平成26年経済センサス基礎調査」(総務省)の対象となった事業所から2,000件を抽出

(4)調査期間

平成29年10月26日(木)～11月15日(水)

(5)調査方法

①、②ともに郵送にて発送・回収

※対象者にID・パスワードを発行し、インターネット上でも回答可能としました。

(6)回収率

調査名称	発送数	回収数	回収率
①区民意識調査	2,000件	800件	40.0%
②事業所意識調査	2,000件	685件	34.3%

※上記のうち、インターネットでの回答は①で58件(7.3%)、②で32件(4.6%)でした。

(7)その他

以下のURLにて調査報告書を公開しています。

<http://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/kasseika/vision/sangyoshinko-houkokusho.html>